

北朝における貴族と郷里社会

田 中 一 輝

はじめに

貴族制研究はかつての我が国における魏晋南北朝（六朝）史学界において中心的なテーマであったが、実のところ魏晋南北朝の貴族制を対象としたものが量的には圧倒的に多く、北朝貴族制に関する研究成果は少なかった。一応、主要な研究をあげて北朝貴族制の研究史を簡単に整理しておこう。

北朝貴族制に対する最初の体系的な研究は宮川尚志のそれである。

宮川は五胡十六国時代及び北魏初期における胡族政権と漢人貴族の關係について時系列的に整理し、さらに胡人（代人）貴族の実態と孝文帝による姓族評定（氏族分定）について論じ、次第に胡漢貴族の通婚など、両者の融合が進んだことを指摘し、さらに北魏の寒門・寒人や北朝後期（東魏・西魏・北齊・北周）における貴族・寒門それぞれの実態・動向について叙述した。^②

堀敏一は、均田制と関連づけて北朝の貴族に言及している。堀は、まず漢代において地方の豪族が台頭することで村落社会が破壊されて漢の滅亡や三国の分裂などといった事態を招来し、こういった危機を乗り越えるために均田制が出てくると指摘する。そしてこの均田制については、「国家権力によって上から三長制というような村落組織を設定してゆき、それを通して一人一人の農民に田土を給与することに

よって、王朝の基盤としての小農民層を維持」するものと見なし、それと同時に「漢末以来の危機を通じて残った豪族は官僚化してしまい、均田体制に依存して生存することになり」、「最後の段階では、支配階級は、全く国家に寄生する貴族になってしまふ一方、農民は国家と直接対立して相当高い独立性をも」つこととなったと主要する。^③堀のこの研究は、西嶋定生の、後漢末期以降に大土地所有の基盤を崩壊させていった豪族が、曹操の屯田制や西晋の戸調式といった土地制度の中に自己の保存をはかり、やがて律令国家機構としての均田制に収斂されていくとする、いわゆる西嶋旧説をベースにしたものである^④が、西嶋がその後旧説を撤回し、秦漢帝国の専制君主による民衆に対する個人身身的支配を強調する西嶋新説を提唱すると、堀はこの視点を応用して再度均田制の研究にとり組んだ。その結果堀は、北魏はその初期において徙民政策と計口受田制を展開し豪族を土地から切り離すことで皇帝権力に従属させる一方、計口受田民への依存度を深めたが、征服戦争の進行に伴う生口の獲得とその大土地経営の労働力としての利用は、「大土地や私的隷属民の所有者としての貴族らの相対的自立性をもたらし、帝権の貫徹に矛盾する要素を生みだすにいた」り、孝文帝期における俸禄制・三長制・均田制の制定によってこれらの豪族に打撃を与え、「豪族の中央貴族化、宗族結合の解体」が進んだと主張した。^⑤

これに対して、独自の共同体論を創出しつつ、それにのっとって北朝貴族制を扱ったのが谷川道雄である。谷川はまず貴族を中世における村落共同体により、「政治的・文化的能力」を根拠に首長・官僚に選出された者と定義する、いわゆる谷川共同体論を構築し、続いてそれに基づきつつ北朝貴族制について考察した。例えば谷川は北魏末期の内乱において華北に多数成立した郷兵をとりあげ、それが郷党社会（郷里社会）と密接に結びつく豪族・望族が郷帥となることで組織されたものであり、かつ「貴族制の危機にさいして、これを救おうとする郷村の歴史的なすがた」でもあったと主張している。^⑦

以上のうちの谷川は特に貴族と郷里社会の關係に着目するが、魏晉南北朝貴族制の研究史を踏まえた場合、特に東晉・南朝の江南社会において、華北に本貫をおく貴族——北来貴族が江南豪族よりも上位の階層を占めたことから、北来貴族の中心的な存立基盤を江南の基層社会や村落共同体と見なすのはもとより困難であった一方で、北朝の貴族の場合は逆に華北における村落共同体や郷里社会（郷党社会）との關係を一貫して有していた可能性を現時点では否定できない。そして北魏においては前述の通り孝文帝期に至るまで官僚に俸禄が支給されなかったから、例えば矢野主税が魏晉南朝の貴族の本質として主張した貴族即寄生官僚論をもって俸禄制導入以前の北魏貴族の存立基盤を説明することにも無理が生じることとなる。^⑧堀は当時の豪族勢力について、「宗族・郷党」の宗主としての共同体的側面と、大土地所有者として多数の小農民を隷属させる地主制的側面を有し、これら両側面の間には矛盾が存在すると指摘しており、既に紹介したように彼らが俸禄制・三長制・均田制によって中央貴族化したとも述べている。^⑨堀の理解においては特に俸禄制の創出が豪族・貴族の寄生官僚化を促進した、ということになるが、いずれにせよ北朝貴族制を論ずるにあ

たっては、まず郷里社会（郷党社会）・北朝政府と彼ら貴族の關係に焦点を当てる必要が生じよう。したがって本稿ではこれら三者の關係を觀察する。なお本稿では漢人貴族を主として扱うこととし、胡人貴族は今回の考察対象とはしないでおきたい。

第一章 北魏初期の漢人貴族

本章では北魏政權に漢人貴族が参入していった経緯の確認を行いたいと思うが、まずはそれに先立ってに五胡十六国時代の華北における漢人貴族の動向を把握しておく。

建興四年（三一六）、長安の愍帝が降伏することで西晉は滅亡し、華北の中核部分は南匈奴の漢によっておさえられた。この前後において、多数の流民が戦乱を避けて江南に逃亡し、その中には貴族も含まれ、彼らが北来貴族として翌年に建国される東晉の政治・社会の上層を占めることになる、その具体的なプロセスに関しては川勝義雄・田余慶・金民壽らの研究に詳しいが、彼らが江南において僑郡を形成していたことは周知のことに属しよう。東晉・南朝の僑郡について、例えば中村圭爾は、南朝における南徐州南琅邪郡臨沂県は「建康東・北郊にたしかな境域をもつ特異な僑郡である」^⑩り、王氏・顔氏は本籍をここにかけていたが、それ以外の諸族はこれとは異なり名目だけの本貫僑郡県に戸籍をかけるだけであつたと主張する。^⑪王氏や顔氏を除く北来貴族は、実態のない僑郡に戸籍を有するのみで、いわゆる郷里社会との關係は喪失したままであつたと考えられるのであるが、しかしこのとき僑郡を形成していたのは江南の北来貴族だけではない。『晋書』卷一〇八 慕容廆載記に、

時二京傾覆、幽冀淪陷、庖刑政修明、虚懷引納、流亡士庶多襁負

帰之。虜乃立郡以統流人、冀州人為冀陽郡、予州人為成周郡、青州人為營丘郡、并州人為唐國郡。

当時二京（洛陽と長安）が覆滅し、幽州・冀州が陥落したが、虜の刑罰・政治は整い盛んであり、虚心に（亡命者を）うけ入れており、流亡する士庶は財貨を伴って彼のもとに帰した。虜はそこで郡を立てて流民を統御し、冀州人には冀陽郡を、予州人には成周郡を、青州人には營丘郡を、并州人には唐國郡を（それぞれ）作った。

とあるように、西晋滅亡後に前燕の慕容廆は流民の統治のために、出身の州ごとに冀陽郡などの僑郡を設置したのである。¹⁴これらの僑郡も江南のそれと同様に、郡としての実態はなく、流民の戸籍を繋げるためのものにすぎなかったと考えられる。また『晋書』慕容廆載記にはさらに続けて、

於是推挙賢才、委以庶政、以河東裴嶷・代郡魯昌・北平陽耽為謀主、北海逢羨・広平游邃・北平西方虔・渤海封抽・西河宋奭・河東裴開為股肱、渤海封弈・平原宋該・安定皇甫岌・蘭陵繆愷以文章才儁任居樞要、会稽朱左車・太山胡母翼・魯国孔纂以旧德清重引為賓友、平原劉讚儒学該通、引為東庠祭酒、其世子軌率国胄束脩受業焉。虜覽政之暇、親臨聽之、於是路有頌声、礼讓興矣。

ここにおいて賢才を推挙し、庶政を委ね、河東の裴嶷・代郡の魯昌・北平の陽耽を謀主とし、北海の逢羨・広平の游邃・北平の西方虔・渤海の封抽・西河の宋奭・河東の裴開を股肱とし、渤海の封弈・平原の宋該・安定の皇甫岌・蘭陵の繆愷は文章の才が優れていることから樞要に任じ、会稽の朱左車・太山の胡母翼・魯国の孔纂は旧徳であり清重であることから賓友に拔擢され、平原の劉讚は儒学に広く通じていることから、東庠祭酒に登用し、その

（虜の）世子の軌は国の胄子を率いて束脩を献じ業をうけた。虜は政治の合間を縫い、自らこれを聴講し、ここにおいて路上には頌声が響き、守礼謙讓の風が勃興した。

とあり、裴嶷や魯昌らを「賢才」として推挙し、前燕政權の中枢を担わせたようであるが、このうちの裴嶷や陽耽らは、その姓と本貫の郡から当時の貴族とみなしうる。羅新は永嘉の乱により西晋時代の州郡政府が破壊されたため、五胡政府は秩序再建のために、彼ら豪族（大族）の宗族や組織を利用し、またそれが地方政府や基層組織の役割を果たしたと主張するが、¹⁵このとき前燕に登用された彼らの本貫は敵対する漢に占領されているところが多いため、彼らの大部分は前述の僑郡に属し、もとの本貫の郷里社会との関係は絶たれていた可能性が高い。そして注目すべきは、彼ら貴族が「賢才」として推挙・登用されていることである。¹⁶

北魏初期の漢人貴族にも、こうした五胡諸国に仕えていた官僚やその末裔が多く含まれている。例えば『魏書』卷二四 崔玄伯伝には次の記述がある。

崔玄伯、清河東武城人也。名犯高祖廟諱、魏司空林六世孫也。祖悦、仕石虎、官至司徒左長史・関内侯。父潜、仕慕容暉、為黄門侍郎、並有才学之称。玄伯少有儁才、号曰冀州神童。

崔玄伯（崔宏）は、清河東武城の人である。名は高祖（孝文帝）の廟諱（宏）を犯しており、魏の司空林の六世の子孫である。祖父の悦は、石虎に仕え、官は司徒左長史・関内侯にまで至った。父の潜は、慕容暉に仕え、黄門侍郎となり、ともに才学を賞賛された。玄伯は若い頃から俊才であり、冀州の神童と呼ばれた。

清河東武城の崔氏は、崔悦が後趙（石虎）、その子の崔潜が前燕（慕容暉）にそれぞれ仕官し、崔潜の子である崔宏（崔玄伯）はその才能を

もって冀州の神童と呼ばれたという。もとより清河東武城の崔氏は曹魏の崔林の子孫であるから、その血統から五胡諸国に仕官したのであるうし、まただからこそ、その崔氏出身である崔宏は仕官せずとも神童など賞賛されたのであらう。そしてこの崔宏は、『魏書』本伝の続きに、

苻融牧冀州、虚心礼敬、拜陽平公侍郎、領冀州從事、管征東記室。出総庶事、入為賓友、衆務修理、処断無滯。苻堅聞而奇之、徵為太子舍人、辞以母疾不就、左遷著作佐郎。苻丕牧冀州、為征東功曹。太原郝軒、世名知人、称玄伯有王佐之才、近代所未有也。堅亡、避難於齊・魯之間、為丁零翟釗及司馬昌明叛將張願所留繫。……慕容垂以為吏部郎・尚書左丞・高陽内史。

(前秦の)苻融が冀州牧となると、虚心に礼をもつて(崔宏を)敬い、陽平公侍郎・領冀州從事・管征東記室に任命した。出でては庶事を統べ、入りては賓友となり、衆務は整つておさまり、処理・決断は停滯することがなかった。苻堅はこれを聞いて彼を優れているものと見なし、徵召して太子舍人としたが、母の病を理由に断つて就任せず、著作佐郎に左遷された。苻丕が冀州牧となると、(その)征東功曹となった。太原の郝軒は、世間から人物品評で知られており、玄伯には王佐の才があり、近代にないほどのものであると賞賛した。苻堅が滅びると、齊・魯の間に避難し、丁零の翟釗と司馬昌明の叛將張願に捕らえられた。……慕容垂は(崔宏を)吏部郎・尚書左丞・高陽内史とした。

とあるように、前秦に仕官したが、それが滅びると齊・魯の間に避難し、翟釗・張願に捕らわれた後、後燕(慕容垂)に仕えた。その後は、

太祖征慕容宝、次於常山、玄伯棄郡、東走海浜。太祖素聞其名、

遣騎追求、執送於軍門、引見与語、悦之、以為黃門侍郎、与張衰対総機要、草創制度。

太祖(道武帝)が慕容宝を征伐し、常山に駐屯すると、玄伯は郡を捨て、東のかた海沿いのところに逃走した。太祖はもとよりその名を聞いており、騎兵を派遣して追い求め、捕らわれて軍門に送られ、引見して会話すると、(太祖は)これを喜び、黃門侍郎とし、張衰とともに枢要を統轄し、制度を作らせた。

とあるように、後燕が北魏に征服されると、一度東方の沿海部に逃れたものの、その後道武帝に仕えることとなった。ここに崔宏とともに北魏の枢要を担った人物として張衰が登場する。この張衰は『魏書』卷二四の本伝によれば上谷沮陽の人であり、道武帝には代王時代から仕えていた古参の漢人であったというが、本伝には次のような記述もある。

天興初、徵還京師。後与崔逞答司馬德宗将郗恢書失旨、黜衰為尚書令史。……太祖曾問南州人於衰。衰与盧溥州里、数談薦之。又衰未嘗与崔逞相見、聞風称美。及中山平、盧溥聚党為逆、崔逞答書不允、並乖本言、故忿之。

天興年間の初め、(張衰は)徵されて京師(平城)に帰還した。後に崔逞と司馬德宗(東晋安帝)の将である郗恢と書を交わした際に太祖の意志に違い、衰を尚書令史に降格した。……太祖はかつて南州人について衰に問うた。衰は盧溥と州里を同じくし、しばしば語つてこれを推薦した。また衰は崔逞と面識がなかったが、風聞に基づいて(これを)賛美した。中山(後燕)が平定されると、盧溥は衆を集めて反逆し、崔逞の答書が当をえず、ともにいつていることと(結果が)異なったため、(道武帝は)彼に怒った。

張袞は面識がないにもかかわらず風聞を根拠に崔逞を賞賛したが、崔逞は東晋との外交に際して道武帝の意志を伝えるのを失敗した。また同じ州（幽州）出身の盧溥を推薦したが、後に盧溥が北魏に反逆したことから、道武帝の不興を買っていたという。まず同じ州であることを理由に盧溥を推薦したことに注目されるが、この盧溥は後述の盧玄の兄であり、范陽盧氏である。一方の崔逞に関しては、『魏書』卷三二の本伝に次のような記述がある。

崔逞、字叔祖、清河東武城人也、魏中尉琰之六世孫。曾祖諒、晋中書令。祖遇、仕石虎、為特進。父瑜、黃門郎。逞少好學、有文才。遭亂、孤貧、躬耕于野、而誦誦不廢。慕容暉時、郡掾上計掾、補著作郎、撰『燕記』。遷黃門侍郎。及苻堅并慕容暉、以為齊郡太守。堅敗、司馬昌明以逞為清河、平原二郡太守。為翟遼所虜、授以中書令。慕容垂滅翟遼、以為秘書監。慕容宝東走和龍、為留台吏部尚書。及慕容麟立、逞携妻子亡歸太祖。張袞先称美逞、及見、礼遇甚重。拜為尚書、任以政事、錄三十六曹、別給吏属、居門下省。尋除御史中丞。

崔逞、字は叔祖、清河東武城の人である。魏の中尉琰の六世の子孫である。曾祖父の諒は、晋の中書令であった。祖父の遇は、石虎に仕え、特進となった。父の瑜は、黄門郎となった。逞は若い頃から学問を好み、文才があった。戦乱に遭遇し、孤にして貧しく、自ら野に耕作したが、誦誦をやめなかった。慕容暉の時代、郡は（逞を）上計掾にあげ、著作郎に任命し、『燕記』を編纂した。黄門侍郎に遷任した。苻堅が慕容暉を併吞すると、齐郡太守に任命された。堅が破れると、司馬昌明は逞を清河・平原二郡太守とした。翟遼に捕らわれ、中書令を授けられた。慕容垂が翟遼を滅ぼすと、秘書監に任命された。慕容宝が東の和龍に逃れる

と、留台吏部尚書となった。慕容麟が立つと、逞は妻子を携えて太祖のもとに逃れた。張袞はさきに逞を賛美し、（太祖に）謁見すると、甚だ鄭重に礼遇された。尚書を拝し、政事を任され、（尚書）三十六曹を録し、別に吏属を給され、門下省に身を置いた。次いで御史中丞に任命された。

清河東武城を本貫とし、曹魏の崔琰を祖とする崔逞も最初前燕に仕え、前燕が滅ぼされるとそのまま前秦の齊郡太守となり、前秦が滅亡すると、翟遼の中書令となったが、その後に後燕の秘書監となる。そして後燕の滅亡直前に北魏に投降したのであるが、そのときに張袞の賞賛もあつて、北魏の高官を歴任することとなった。北魏仕官時の張袞の賞賛は、前述の通りこれ以前に両者に面識があつたのではなく、張袞がえていた風聞によるものである。ところが、『魏書』崔逞伝には次のような記述もある。

逞七子、二子早亡、第三子義、義弟諱、諱弟禕、禕弟嚴、嚴弟曠。逞之内徙也、終慮不免、乃使其妻張氏与四子留冀州、令歸慕容德、遂奔広固。逞独与小子曠在平城。及逞之死、亦以此為譴。逞の七子のうち、二子は早くに死去し、第三子の義、義の弟の諱、諱の弟の禕、禕の弟の嚴、嚴の弟の曠がいた。逞が北魏に移ると、最終的に逃れえなくなること考慮し、そこでその妻の張氏と四子を冀州にとどめ、慕容德（南燕）に帰属し、そのまま広固に走らせた。逞は末子の曠と平城にいた。逞が死去すると、この件をとがめられた。

崔逞の七子のうち、二人は夭折したが、残る五子のうち、末子の崔曠を除く四子は、母（崔逞の妻）張氏とともに南燕の首都である広固に居住したものである。当時は五胡諸国がまだ存在していた時代であるので、こうした事例もしばしばあつたのであろう。

このように、漢人貴族・官僚は北魏に帰属する前後で相互の結びつきを形成していたのであるが、このような事例は他にもある。例えば『魏書』崔玄伯伝に、

玄伯弟徽、字玄猷。少有文才、与勃海高演俱知名。

玄伯の弟の徽、字は玄猷。若い頃から文才があり、勃海の高演とともにその名を知られていた。

とあるように、崔宏の弟である崔徽は勃海（渤海）の高演とともに名を知られていたというが、この時期の渤海高氏に関しては、『魏書』卷三二 高湖伝に次のような記述がある。

高湖、字大淵、勃海蓀人也。漢太傅袁之後。祖慶、慕容垂司空。

父泰、吏部尚書。湖少機敏、有器度、与兄韜俱知名於時、雅為鄉人崔逞所敬異。少歷顯職、為散騎常侍。

高湖、字は大淵、渤海蓀の人である。漢の太傅袁の末裔である。祖父の慶は、慕容垂の司空である。父の泰は、吏部尚書である。

湖は若い頃機敏であり、器量や度量があり、兄の韜とともに同時に名が知れ渡っており、雅として郷人の崔逞に敬われていた。若くして顯職を歴任し、散騎常侍となった。

渤海高氏の高湖は、兄の高韜とともに名を知られ、「郷人」の崔逞に敬われたという。この「郷人」とは、本貫の郡を異にすることからも同じ郡出身者という意味ではなく、同じ州出身者という意味であろう。さきの張袞と盧溥の例と同様に、当時は州単位での同郷人意識や人脈があつたことをうかがわせているが、ここまでにあげた漢人貴族・官僚は、張袞を除いては、それぞれの父や祖父などが五胡諸国に仕官した経歴を有している。その点に着目した場合、例えば『北史』卷二六 宋隱伝の次の記述にも注目される。

宋隱、字処默、西河介休人也。曾祖奭、祖活、父恭、世仕慕容

氏、位並通顯。慕容儁徙鄴、恭始家於広平列人焉。

宋隱、字は処默、西河介休の人である。曾祖父の奭、祖父の活、父の恭は、代々慕容氏に仕え、皆顯職をつとめた。慕容儁が鄴に遷都すると、恭は（ここで）初めて広平列人を家とした。

宋隱の本貫は西河介休であつたというが、曾祖父・祖父・父は皆慕容氏（前燕）に仕えていたといひ（曾祖父の宋奭は前掲の『晋書』慕容廆載記にもあらわれている）、慕容儁が鄴に遷都した際に、父の宋恭が広平列人に家（本貫）を移したという¹⁹。この宋氏の事例は、もと華北中部に本貫を置いていた者が東方に家を移すケースであるが、この他『魏書』崔玄伯伝には、

時清河崔寬、字景仁。祖彤、随晋南陽王保避地隴右、遂仕於沮渠、李嵩。父剖、字伯宗、每慷慨有懷東土、常歎曰、「風雨如晦、鷄鳴不已」、吾所庶幾」。及世祖西巡、剖乃総率同義、使寬送款。世祖嘉之、拜寬威遠將軍・岐陽令、賜爵沂水男。

当時の清河の崔寬、字は景仁。祖父の彤は、晋の南陽王保にしたがつて隴右に避難し、そのまま沮渠・李嵩に仕えた。父の剖、字は伯宗は、常に慷慨して東土を懐かしみ、いつも「風雨は晦（くら）きが如く、鷄鳴（や）已まず」（『毛詩』鄭風風雨）とは、私の望むところである」と嘆いていた。世祖（太武帝拓跋燾）が西巡すると、剖はそこで同志を統率し、寬を派遣して投降を申し入れた。世祖はこれの評価し、寬を威遠將軍・岐陽令に任命し、沂水男の爵を賜与した。

とあり、清河の崔寬の祖父崔彤は西晋の南陽王司馬保↓北涼（沮渠）↓西涼（李嵩）と仕える国を替え、父の崔剖は太武帝の華北西部への巡狩に際し、志を同じくする者を率いて北魏に投降したという。これらの崔寬の例は、もと華北東部に本貫を置いていた一族が、一度西部

に移住し、さらに北魏に帰順した例である。宋氏・崔氏の事例は、五胡十六国という戦乱の時代であったこともあり、豪族・貴族の土着性が不安定になりがちであったことを物語っている。そして宋隱の弟である宋宣について、『北史』本伝は次のように述べている。

隱弟宣、字道茂、与范陽盧玄・勃海高允・博陵崔建・從子愔俱被徵、拜中書博士。後拜侍郎・行司隸校尉。

隱の弟の宣、字は道茂は、范陽の盧玄・勃（渤）海の高允・博陵の崔建・從子の愔とともに徵召され、中書博士に任命された。後に（中書）侍郎・行司隸校尉に任命された。

宋宣は、盧玄・高允¹⁸・崔建・宋愔とともに徵召され、中書博士に任命されたという。ここに登場する貴族うち幾人かの『魏書』本伝を確認しておこう。

まず盧玄であるが、『魏書』卷四七の本伝には次のようにある。

盧玄、字子真、范陽涿人也。曾祖諶、晋司空劉琨從事中郎。祖偃、父邈、並仕慕容氏為郡太守、皆以儒雅称。神麤四年、辟召儒雋、以玄為首、授中書博士。

盧玄、字は子真、范陽涿の人である。曾祖父の諶は、晋の司空劉琨の從事中郎である。祖父の偃、父の邈は、ともに慕容氏に仕えて郡太守となり、皆儒雅として賞賛された。神麤四年（四三二）、儒学の俊才を辟召したところ、玄が首席となり、中書博士に任命された。

盧玄は范陽涿の人であり、西晋の劉琨の從事中郎であった盧諶の曾孫であり、祖父・父ともに慕容氏（前燕・後燕か）の郡太守であったといい、盧玄自身が北魏の中書博士に任命されたことも言及されている。高允については、『魏書』卷四八に本伝がある。

高允、字伯恭、勃海人也。祖泰、在叔父湖伝。父韜、少以英朗知

名、同郡封懿雅相敬慕。為慕容垂太尉從事中郎。太祖平中山、以韜為丞相參軍、早卒。允少孤夙成、有奇度、清河崔玄伯見而異之、歎曰、「高子黃中内潤、文明外照、必為一代偉器、但恐吾不見耳」。年十余、奉祖父喪還本郡、推財与二弟而為沙門、名法淨、未久而罷。性好文学、担笈負書、千里就業。博通經史・天文・術数、尤好『春秋』公羊。郡召功曹。神麤三年、世祖舅陽平王杜超行征南大將軍、鎮鄴、以允為從事中郎、年四十余矣。超以方春而諸州囚多不決、乃表允与中郎呂熙等分詣諸州、共評獄事。熙等皆以貪穢得罪、唯允以清平獲賞。府解、還家教授、受業者千余人。四年、与盧玄等俱被徵、拜中書博士。

高允、字は伯恭、勃海の人である。祖父の泰（の事跡）は、叔父の湖の伝にある。父の韜は、若くして英明をもって名を知られ、同郡の封懿は雅として敬慕した。慕容垂の太尉從事中郎となった。太祖（道武帝）が中山を平定すると（後燕を滅ぼすと）、韜を丞相參軍としたが、早くに卒した。允は若くして孤となるも早熟であり、非凡な風格があり、清河の崔玄伯（崔宏）はこれの特異とし、「高子の黄中（内徳）は天性のものであり、文徳の輝かしさは外を照らし、必ずや一代の偉器になろうが、私がそれを見届けられそうにないのが残念だ」と嘆いた。一〇歳余りにして、祖父の亡骸を奉じて本郡に歸し、財産を二人の弟に与えて沙門（仏僧）となり、名を法淨としたが、間もなくして（沙門を）やめた。性格として文学を好み、竹籠と書物を背負い、千里をもつとせず学業についた。經史・天文・術数に広く通じ、もつとも『春秋』公羊伝を好んだ。郡より功曹に辟召された。神麤三年（四三二）、世祖の母方のおじである陽平王杜超が征南大將軍を行^かね、鄴に出鎮すると、允を從事中郎としたが、（このとき高允は）四〇

歳をすぎていた。超は春になっても諸州の裁判が多く決していいことから、允と中郎の呂熙らを諸州に派遣し、裁判をさせるよう上表した。熙らは汚職により罪をえたが、允だけは清廉・公平さから賞賛をえた。任務が終わると、家に帰って教育にいそしみ、(允の)業をうける者は一〇〇〇人を超えた。四年、盧玄らとともに徴召され、中書博士となった。

高允は勃海の人であり、父の高韜は、同じ勃海郡の封懿に敬われるほど、英明で有名であったという。そして後燕の従事中郎となり、後燕が北魏に滅ぼされると、その丞相参軍となった。その子である高允も利発であり、それを崔宏に見出されたという、行征南大將軍・陽平王杜超が鄴に出鎮すると、その従事中郎となったが、大將軍府が解散すると家に帰って教授した。そして神麴四年に前述の通り盧玄らとともにあらためて中書博士となったのである。彼らは前述の通り太武帝により直々に徴召されたのであるが、『魏書』卷四上 世祖紀上 神麴四年九月条にはその際に発された詔が掲載されており、そこには次のような文言が含まれている。

壬申、詔曰、「……訪諸有司、咸称范陽盧玄・博陵崔綽・趙郡李靈・河間邢穎・勃海高允・広平游雅・太原張偉等、皆賢雋之胄、冠冕州邦、有羽儀之用。『詩』不云乎、「鶴鳴九臯、声聞于天」。庶得其人、任之政事、共臻邕熙之美。『易』曰、「我有好爵、吾与爾縻之」。如玄之比、隱跡衡門、不耀名譽者、尽勅州郡以礼発遣」。遂徴玄等及州郡所遣、至者数百人、皆差次叙用。

壬申、「……これを有司に尋ねると、皆范陽の盧玄・博陵の崔綽・趙郡の李靈・河間の邢穎・勃海の高允・広平の游雅・太原の張偉らは、全て賢俊の胄子であり、州邦に冠たり、輔翼の用途があると賞賛した。『詩』にいうではないか、「鶴九臯に鳴き、声

天に聞こゆ」(『毛詩』小雅鶴鳴)と。その人物を獲得し、これを政治に任じ、ともに平和・盛世の美に至ることを願うばかりである。『易』にも、「我に好爵有り、吾爾と之を縻にせん」(『周易』繫辭上)とある。玄の輩のように、跡を粗末な門に隠し、名譽を輝かさない者は、尽く州郡に勅して礼をもつて発遣せよ」と詔した。そのまま玄らや州郡が遣わした者たちを徴召し、数百人が到着し、皆等級づけて任用した。

これによると、前述の盧玄・高允・崔建・宋愔の他に、崔綽・李靈・邢穎・游雅・張偉らも徴召の対象となっており、またこの他数百人が集まり、それぞれ官に任命されたという。まず崔綽に関しては、『魏書』卷四九 崔鑒伝に、

父綽、少孤、学行修明、有名於世。与盧玄・高允・李靈等俱被徴、語在允伝。

父の綽、若くして孤となり、学業・徳行が整って備わり、(その)名が世に知れ渡った。盧玄・高允・李靈らとともに徴召され、(その)語は允の伝にある。

とあり、徴召の件が言及されているが何の官に任命されたかは定かではない。李靈については、『魏書』卷四九の本伝に、

李靈、字虎符、趙郡人、高平公順従父兄也。父颺、字小同、恬静好学、有声趙・魏。太祖平中原、聞颺已亡、哀惜之、贈宣威將軍、蘭陵太守。神麴中、世祖徴天下才雋、靈至、拜中書博士、転侍郎。

李靈、字は虎符、趙郡の人であり、高平公順の従父弟である。父の颺、字は小同は、物静かで学問を好み、趙・魏に名声があった。太祖が中原を平定すると、颺が既に死亡したと聞き、これを哀惜し、宣威將軍・蘭陵太守を贈官した。神麴年間(四二八～四

三二)、世祖が天下の才俊を徵召したところ、靈が到着し、中書博士に任命し、(中書)侍郎に転じた。

とあり、徵召されて中書博士に任命され、その後中書侍郎に転じている。そして邢穎については、『魏書』卷六五 邢巒伝に、

邢巒、字洪賓、河間鄭人也。五世祖嘏、石勒頻徵、不至。嘏無子、巒高祖蓋、自旁宗入後。蓋孫穎、字宗敬、以才学知名。世祖時、与范陽盧玄、勃海高允等同時被徵。後拜中書侍郎、仮通直常侍・寧朔將軍・平城子、銜命使於劉義隆。

邢巒、字は洪賓、河間鄭の人である。五世の祖の嘏を、石勒はしきりに徵召したが、至らなかった。嘏には男子がなく、巒の高祖父の蓋が、傍宗から後嗣となった。蓋の孫の穎、字は宗敬は、才学をもつて名が知れ渡っていた。世祖の時代、范陽の盧玄・勃海の高允らとともに徵召された。後に中書侍郎となり、通直(散騎)常侍・寧朔將軍・平城子に任命され、命をうけ劉義隆(劉宋)への使者をつとめた。

とあるように、徵召された後中書侍郎に任命されたというが、あるいは中書侍郎就任の前に中書博士に任命されていたかもしれない。游雅に関しては、『魏書』卷五四の本伝に、

游雅、字伯度、小名黃頭、広平任人也。少好学、有高才。世祖時、与勃海高允等俱知名、徵拜中書博士・東宮内侍長、遷著作郎。

游雅、字は伯度、小名は黃頭、広平任の人である。若くして学問を好み、高才があった。世祖の時代、勃海の高允らとともに名を知られ、徵召されて中書博士・東宮内侍長となり、著作郎に移った。

とあり、中書博士に任命されていることが確認されるが、その後は中

書侍郎ではなく、東宮内侍長・著作郎となっている。張偉については、『北史』卷八一 儒林伝上 張偉条に、

張偉、字仲業、太原中都人也。学通諸經、郷里受業者、常数百人。……太武時、与高允等俱被辟命、授中書博士、累遷為中書侍郎・本國大中正。

張偉、字は仲業、太原中都の人である。学問は諸經に通じ、郷里で(その)業をうける者は、常に数百人いた。……太武帝の時代、高允らとともに辟命をうけ、中書博士に任命され、中書侍郎・本國大中正に累遷した。

とあるように、徵召の後中書博士に任命され、さらに中書侍郎・本國大中正となっている。彼らはいずれも学問に優れており、それゆえに中書博士に任命されたのである。

ところで北魏における中書博士とはどのような官であったか。これについては鄭欽仁らの研究に詳しいので、それに基づきつつ説明していきたい。

まず北魏の学校制度について、『北史』卷八一 儒林伝上の序に次のような説明がある。

魏道武初定中原、雖日不暇給、始建都邑、便以經術為先。立太学、置五經博士生員千有余人。天興二年春、增國子太学生員至三千人。……明元時、改國子為中書学、立教授博士。太武始光三年春、起太学於城東。後徵盧玄・高允等、而令州郡各举才学。

魏の道武帝は中原を平定したばかりのとき、日々暇がなかったが、初めて都邑を建設し、そして經術(儒学)を優先した。太学を立て、五經博士生員一〇〇〇人余りを置いた。天興二年(三九九)春、國子太学生員を三〇〇〇人に増員した。……明元帝の時代、國子(学)を中書学に改め、教授博士を立てた。太武帝の始

光三年（四二六）春、太学を（平城の）城東に設立した。後に盧玄・高允らを徴召し、州郡にそれぞれ才学のある者を推挙させた。

まず道武帝が太学を建設したといい、また天興二年（三九九）には「国子太学生員」が三〇〇〇人に達したとあるから、この前後で太学は国子学（国子太学）に改名したのであろう。そして明元帝の時代に、国子学を中書学と改称し、教授博士を立てたという。その後太武帝が始光三年にあらためて太学を平城の東に設立したといい、また盧玄・高允らの徴召に言及している。前述の通り彼らは中書博士に任命されているから、彼らの職務には当然中書学における教育が含まれていたと考えられる。そして北魏における中書博士をまとめたものが表一である。中書博士は例えば『魏書』卷五二 索敞伝に、

索敞、字巨振、敦煌人。……涼州平、入国、以儒学見拔、为中書博士。篤勤訓授、肃而有礼。京師大族貴遊之子、皆敬憚威嚴、多所成益、前後顯達、位至尚書牧守者數十人、皆受業於敞。敞遂講授十余年。……後出補扶風太守、在位清貧、未幾卒官。時旧同学生等為請、詔贈平南將軍、涼州刺史、諡曰獻。

索敞、字は巨振、敦煌の人である。……涼州が平定されると、国（北魏）に入り、その儒学を理由に拔擢され、中書博士となった。訓導・教授につとめ、厳肅であつたが礼は備わっていた。京師（平城）の大族や貴遊の子は、皆その威嚴を敬いはばかり、益をなすこと多く、（彼らは）前後榮達し、尚書・州刺史・郡太守にまで出世した者は数十人おり、皆敞の授業をうけた者たちであつた。敞はそのまゝ一〇年余り教育した。……後に扶風太守に任命されたが、その地位にあつても清貧であり、間もなくして在官のまま卒した。当時もとの学生たちは（贈官・諡号を）要請し、詔

により平南將軍・涼州刺史を贈り、諡を献とした。

とあるように、恐らくは太武帝の涼州征服後に北魏に降伏した索敞は、その後中書博士に任命され、「京師の大族や貴遊の子」出身の学生を教育し、彼らは中央・地方の各官に就任したという。また『魏書』卷五三 李孝伯伝附李安世伝に、

子安世、幼而聰悟。興安二年、高宗引見侍郎、博士之子、簡其秀偶者欲為中書学生。安世年十一、高宗見其尚小、引問之。安世陳說父祖、甚有次第、即以為学生。

（李孝伯の兄李祥の）子の安世は、幼くして聡明であつた。興安二年（四五三）、高宗（文成帝拓跋濬）が（中書）侍郎・博士の子を引見し、そのうちの俊秀の者を選抜して中書学生にしようとした。

安世は一一歳であり、高宗はまだ小さいのを見、招いて彼に質問した。安世は父祖について述べ、非常に順序だつて整っていたため、すぐに（中書）学生とした。

とあるように、中書侍郎・博士の子で優秀な者が中書学生になったという。中書学はもと国子学であり、本来国子学は高官の子弟を教育するための学校であつたから、中書学の学生（中書学生）も貴族・高官の子弟が主であつたようである。『魏書』・『北史』等の史料には中書学生も多数確認できるのであり、それらをまとめたのが表二である。²³

そして表一・二をそれぞれ確認すると、中書博士の遷任先や中書学生の修了後の任官先に一定の法則があることに注目される。まず中書博士については、さきに見てきたように中書侍郎に転ずるケースが多かつた。一方の中書学生は、『魏書』卷五三 李冲伝に、

頭祖末、為中書学生。……高祖初、以例遷秘書中散、典禁中文事、以修整敏惠、漸見寵待。

頭祖（献文帝拓跋弘）の末年、（李冲は）中書学生となった。……

表一 北魏中書博士一覽

姓名	遷任先	生没年	出典
李順	中書侍郎	? ~ 442	魏36
司馬宝胤	雁門太守	? ~ ?	魏37
竇瑾	中書侍郎	? ~ 454	魏46
賈秀	中書侍郎	? ~ 469	魏33
李熙	中書侍郎	? ~ ?	魏36
杜銓	宗正	? ~ ?	魏45
盧玄	寧朔將軍兼散騎常侍	? ~ ?	魏47
高允	中書侍郎	390 ~ 487	魏48
李靈	中書侍郎	390 ~ 452	魏49
宋愔	員外散騎常侍	? ~ ?	北26
宋宣	中書侍郎	? ~ ?	北26
游雅	東宮內侍長	? ~ 461	魏54
張偉	中書侍郎	? ~ ?	北81
邢穎	中書侍郎	? ~ ?	魏65
李祥	征南將軍軍司	? ~ ?	魏53
胡方回	中書侍郎	? ~ ?	魏52
公孫質	尚書	? ~ 448	魏33、北27
索敞	扶風太守	? ~ ?	魏52
辛紹先	神部令	? ~ 489	魏45
江彊	—	? ~ ?	魏91
高濟	楚王傅	? ~ ?	魏48
李訢（中書助教博士）	儀曹尚書領中秘書	? ~ 477	魏46
裴駿	中書侍郎	? ~ 468	魏45
張靈符	中書侍郎	? ~ ?	魏33
高閭	中書侍郎	? ~ 502	魏54
宋温	—	? ~ ?	魏33
李璞	中書侍郎	426 ~ 476	魏46
平恒	幽州別駕	411 ~ 486	魏84、北81
梁祚	統万鎮司馬	402 ~ 488	魏84、北81
高祐	中書侍郎	? ~ 499	魏57
鄭義	都將（元石）參軍事	? ~ 492	魏56
崔辯	散騎侍郎	? ~ ?	魏56
劉善	弘農郡守	? ~ ?	周36
李長仁	中書侍郎	? ~ ?	魏72
封琳	鎮南軍事	? ~ 519	魏32
路景略	尚書郎・陽平郡中正	? ~ ?	魏72
崔文業	司徒主簿	? ~ ?	魏49
鄭胤伯	中書侍郎	? ~ ?	魏56
杜洪太	安遠將軍・下邳太守	? ~ ?	魏45
郭祚	中書侍郎	449 ~ 515	魏64
李彥	諫議大夫	? ~ 524	魏39
盧神宝	—	? ~ ?	魏20、47
李宣茂	司空諮議	455 ~ 513	魏49
劉模	潁州刺史	? ~ ?	魏48
李輔	司徒議曹掾	436 ~ 482	魏39

張長年	寧遠將軍・汝南太守	? ~ ?	魏88
杜振	—	? ~ ?	魏45
孫惠蔚	皇宗博士	? ~ ?	北81
甄琛	諫議大夫	? ~ 524	魏68
崔光	著作郎	451 ~ 523	魏67
孔伯孫	鎮東將軍・東萊鎮將	? ~ ?	魏51
韋真喜	中書侍郎	? ~ ?	魏45
韋崇	司徒從事中郎	? ~ ?	魏45
高聰	中書侍郎	452 ~ 520	魏68
蔣少遊（游）	散騎侍郎	? ~ 501	北90
裴佗	司徒參軍	? ~ 529	魏88
房宣明	議郎	? ~ ?	魏43
柳敬起	城陽王文学	? ~ ?	魏45
崔挺	中書侍郎	445 ~ 503	魏57
崔景儁	侍御史	? ~ ?	魏56
劉芳	中書侍郎	453 ~ 513	魏55
傅永	議郎	434 ~ 516	魏70
司馬纂	司州治中別駕・河内邑中正	? ~ 508	魏37
薛麟駒	—	? ~ ?	周35
崔亮	議郎	459 ~ 521	魏66
李叔虎	議郎	458 ~ 511	魏72
邢辯	員外散騎侍郎	464 ~ 514	魏65
陽藻	寧遠將軍	? ~ ?	魏72
崔接	樂陵内史	? ~ ?	魏57
賈愼	（免官）	? ~ ?	魏33、北27
盧洪	鎮北府諮議參軍・幽州中正	? ~ ?	魏47
陸旭	散騎常侍	? ~ ?	周28
崔思叔	上党太守	? ~ ?	魏32
李秀林	頓丘相	? ~ ?	魏36
李壁	尚書南主客郎	460 ~ 519	李壁墓誌
皇甫麟	議郎	438 ~ 512	皇甫麟墓誌

※出典：魏 = 『魏書』、北 = 『北史』、周 = 『周書』、数字は巻数

表二 北魏中書学生一覽

姓名	遷任先	生没年	出典
谷渾	—	? ~ 433	魏 33、北 27
谷季孫	秘書中散	? ~ ?	魏 33
谷洪	散騎常侍	? ~ ?	魏 33
公孫質	中書博士	? ~ 448	魏 33、北 27
李訢	中書助教博士	? ~ 477	魏 46
崔箱子	—	? ~ ?	魏 46
盧度世	中書侍郎	418 ~ 471	魏 46、47
李敷	中散	? ~ 470	魏 36、46
游明根	主書	419 ~ 499	魏 55
胡醜孫	秘書郎	? ~ ?	魏 52
鄧靈珍	秘書中散	? ~ ?	魏 24
高祐	中書博士	? ~ 499	魏 57
高欽	秘書中散	? ~ ?	魏 57
李安世	中散	? ~ 493	魏 53
竇秉	—	? ~ ?	魏 46
竇持	—	? ~ ?	魏 46
竇依	—	? ~ ?	魏 46
封回	太子家令	452 ~ 528	魏 32
司馬金龍	中散	? ~ 484	魏 37
李冲	秘書中散	450 ~ 498	魏 53
蔣少遊（中書書寫生）	中書博士	? ~ 501	魏 91、北 90
王嶷	南部大夫	? ~ ?	魏 33、北 24
李韶	儀曹令	453 ~ 524	魏 39
裴修	秘書中散	442 ~ 492	魏 45
崔合	主文中散	? ~ ?	魏 49
祖瑩	太學博士	? ~ ?	魏 82
李子預	秘書令	? ~ ?	魏 33、北 27
唐欽	鎮南將軍・長安鎮副將	? ~ 496	魏 43
李虔	秘書中散	457 ~ 530	魏 39
陸凱	侍御中散	? ~ ?	魏 40
韋纘	秘書中散	466 ~ 510	魏 45
崔秉	奉朝請	460 ~ 537	魏 49
崔広	殿中郎中	? ~ 504 ?	魏 49
游肇	内秘書侍御中散	452 ~ 520	魏 55
鄭道昭	秘書郎	? ~ 516	魏 56
崔振	秘書中散	? ~ ?	魏 57
高道悦	侍御史	462 ~ 496	魏 62、高道悦墓誌
鄧羨	侍御史	? ~ 518 ?	魏 24
李孝怡	相州主簿	469 ~ 548	魏 36
李蘊	秘書中散	? ~ 515	魏 46
崔思叔	中書博士	? ~ ?	魏 32
源規	羽林監	? ~ ?	魏 41
源奥	中散	? ~ ?	魏 41
李仲胤	公府主簿	? ~ ?	魏 49

※出典：魏 = 『魏書』、北 = 『北史』、数字は巻数

高祖（孝文帝）の初年、慣例により秘書中散となり、禁中の文事をつかさどり、整って聡明であったため、（高祖より）次第に寵愛されるようになった。

とあるように、修了後に秘書中散に任官する慣例があったといい、実際に表二にも秘書中散任官者が多い。鄭欽仁は、北魏の中散は漢代の郎官に相当し、秘書系統の機構に派遣された中散を「秘書中散」と呼んだと主張する²⁴。つまり具体的な職掌を有する官ではなく官僚候補生の性格をもち、この後に官僚機構の各セクションに遷任したのである。なお中書学生には次のような人物も含まれていた。

楚之後尚諸王女河内公主、生子金龍、字榮則。少有父風。初為中書學生、入為中散。顯祖在東宮、擢為太子侍講。〔《魏書》卷三七 司馬楚之伝〕

楚之は後に諸王の娘の河内公主を尚り、金龍、字は榮則を生んだ。若くして父の氣風があつた。初め中書学生となり、（その後）入って中散となった。顯祖が東宮にいたときに、太子侍講に拔擢された。

司馬楚之はもと東晋の宗室であつたが、泰常四年（四一九）三月に劉裕と対立したため東晋から北魏に亡命し、その子である司馬金龍は中書学生となったのである²⁵。

以上の中書博士・中書学生は当時の北魏政府による漢人官僚登用事例のあくまで一部であるが、胡族政権である北魏が、彼ら漢人を登用することの目的とは何であつたのだろうか。川本芳昭は、「北魏の本格的な漢地経営開始に伴い行政事務等が増大してきたが、それだけに漢人のもつ事務処理能力を必要とした」と指摘する²⁷。華北進出直後から北魏王朝が漢人官僚の登用を積極的に行つたのは、拓跋部等の胡族社会とは根本的に異なる中国を支配するに際し、漢語を使用した文書

行政に携わる人材が不可欠であつたことによるのであろう。北魏の武官は胡人貴族が担当し、文官を彼ら漢人貴族が担当するというのが、このときの人材配置の実態であつたのではないか。特に中書学は、政権内部で統治のノウハウを継承させる機能も期待されたのであろう。では彼らの経済状況はどのようなものであつただろうか。前述の通り、北魏では当初官僚に俸禄が支払われておらず、その経済的基盤に關しては、大土地所有や賞賜、商人との結託などが指摘されている²⁸が、例えば前述の崔宏に關して、『魏書』本伝には次のような記述が見える。

及置八部大夫以擬八坐、玄伯通署三十六曹、如令・僕統事、深為太祖所任。勢傾朝廷。而儉約自居、不營產業、家徒四壁。出無車乘、朝晡步上。母年七十、供養無重膳。太祖嘗使人密察、聞而益重之、厚加饋賜。時人亦或譏其過約、而玄伯為之踰甚。

八部大夫を置いて（尚書）八坐到擬えると、玄伯は三十六曹を通署し、（尚書）令・僕（僕射）と同様に統轄し、太祖に深く信任され、（その）勢いは朝廷を傾けた。しかし儉約につとめ、産業を営まず、家はわずかに四壁があるのみであつた。出かけるにも車には乗らず、朝から夕まで歩いてゐた。（その）母は七〇歳であり、養うにも粗末な食事をもつてゐた。太祖はかつて人にこれを密かに觀察させたが、これを聞いてますます重用し、厚く賞賜を加えた。当時の人々はあるいはそのすぎた儉約ぶりを誹つたが、玄伯はこのために（その儉約は）ますます甚だしくなつた。

崔宏は政権の中枢に身を置きながら、産業を営まずに儉約につとめ、かえって輿論に非難されるほどであつたが、道武帝はこれを見てますます重んじたという。前述の中書学関係者を含む当時の漢人貴族・官僚の中には清貧につとめている者がおり、少なくとも彼らに限って

うならば、そもそも五胡諸国に仕え、各地を転々としていたこともあわせて、大土地所有が地方におけるその名望の根拠であったとは考えにくい。ことに崔宏のケースは、その儉約によって輿論の非難を浴びているから、それが輿論からの支持獲得を目的としたものではなかったことになり、結果として道武帝から重用されたことを踏まえるならば、最初からそれを引き出すのが目的であった可能性すら生じるのである。

以上、特に河北地方の漢人貴族の動向について見てきた。この当時の漢人貴族の大多数は、本貫との関係を希薄化させており、またそのうちの少なくとも一部は、経済的に恵まれていない者もいたのである。既に前燕の段階で僑郡を用意されるほどに、本貫との接点を喪失していた多くの貴族は、郷里社会との関係よりも五胡諸国における先祖代々の官歴の方が、自己の家格を示す根拠となっていた可能性が高くなる。

谷川は貴族を村落共同体もしくは「豪族共同体」より「政治的・文化的能力」を根拠に首長・官僚に選出された大土地所有者と定義する^{③〇}。徴召されて中書博士に任命された盧玄・高允らが「政治的・文化的能力」を有していたと考えるのはもちろん可能であろうが、それは大土地所有者が選出されて貴族となったとする見方とは齟齬を来すように思われる。北魏政権が彼らの大々的な登用をはかったのは、その文書行政能力の統治利用が主目的であり、かつ彼らの能力は、若くして「孤」であったにも関わらず学問をおさめている人間が幾人か確認できることから、必ずしも大土地所有者やその子弟であったことに由来しなかったと考えられる。そして彼ら漢人貴族は、文官としての活躍を期待されていたからこそ、一定の実務能力が要求されていたのであり、南朝貴族のような無能力^{③①}の可能性は、少なくともこのときは

最小限に抑制されていたのである。

第二章 山東地方をめぐる情勢

漢人貴族の郷里社会からの遊離を示す事例は他にもあり、それこそが献文帝時代の山東半島情勢である。本章ではこれについて観察したい。

劉宋大明八年（四六四、北魏和平五年）閏五月、孝武帝劉駿が崩じ、その長子である皇太子劉子業が皇帝に即位する（前廢帝）。前廢帝は素行が悪く、顧命の大臣を不安にさせ、さらに即位年は干魃による凶作で餓死者が大量に出てもおり、社会不安が増大していた。そして即位直後の前廢帝は反乱予防のため自身の叔父たち（孝武帝の諸弟）を京師建康に召喚し、事実上軟禁状態に置いた。その一人である湘東王劉彧が側近である寒人の阮佃夫や李道兒とともに前廢帝の廢位を画策し、景和元年（四六五、北魏和平六年）十一月、阮佃夫らは前廢帝を殺害し、劉彧が皇帝に即位した（明帝）。ところがこれよりも前に別に前廢帝廢位の陰謀があり、妻である新蔡長公主を前廢帝に奪われた何邁は挙兵して前廢帝を殺害し、晋安王劉子勛（孝武帝の子、前廢帝の弟）を新帝に擁立することを企んでいた。しかし事前に計画が漏洩し、何邁は誅殺され、前廢帝は劉子勛に死を賜った。窮地に陥った劉子勛の鎮軍府長史・行江州事鄧琬は、劉子勛を擁して前廢帝に対する反乱に踏み切り、檄を遠近に伝えた。しかし既に述べたように劉彧らによって前廢帝は殺害され、劉彧が皇帝に即位する。鄧琬はこの結果を認められず、同年一二月、今度は明帝に対する反乱を起こし、尋陽にて劉子勛を皇帝に即位させた。かくして劉宋に二人の皇帝が並び立つに至ったが、当初支持を集め、優位に立っていたのは劉子勛であっ

た。「府行事荀卞之は郢州刺史安陸王子綏（孝武帝第四子）を、長史孔覲は会稽太守尋陽王子房（同第六子）、長史孔道存は荊州刺史臨海王子頊（同第七子）を、府行事何慧文は湘州刺史邵陵王子元（同第十一子）をそれぞれ奉じ、更に、梁州刺史柳元怙、益寧二州刺史蕭惠開、予州刺史殷琰、広州刺史袁曇遠、徐州刺史薛安都、冀州刺史崔道固、青州刺史沈文秀、司州刺史龐孟虬らの主だった州鎮長官らが、子勛側へ呼応した³²」。これに対し、明帝の実効支配地域は丹楊郡のみであったという。しかしながら、明帝が二月に晋陵の反乱軍を平定し、さらに呉・呉興・会稽の三郡の平定にも成功したことにより、劉子勛側に動揺が生じた。そして八月に赭圻・鵠尾の劉子勛軍を撃破したことで大勢は決し、劉子勛らも捕縛されあらためて死を賜った。こうして劉子勛の乱は実質的に終結したのである³³。そして劉子勛に与っていた薛安都・崔道固・沈文秀らは北魏に亡命・降伏した。

この反乱と北魏の関係という視点から観察した場合、明帝に敗れ北魏へ降伏した者がいたことに注目される。ではここで彼らの経歴について見ていこう³⁴。

まず薛安都について、『宋書』卷八八の本伝に次のような記述がある。

薛安都、河東汾陰人也。世為強族、同姓有三千家。父広為宗豪、高祖定関・河、以為上党太守。安都少以勇聞、身長七尺八寸、便弓馬。

薛安都は、河東汾陰の人である。代々強族であり、同姓は三〇〇〇家もいた。父の広は宗豪であり、高祖（劉裕）が関中・黄河方面を平定すると、（薛広を）上党太守とした。安都は若くして勇をもって聞こえ、身長は七尺八寸、弓馬に巧みであった。

薛安都は河東の豪族出身であり、東晋・五胡十六国時代末期における

劉裕（後の劉宋武帝）の北伐に際し、父の薛広が上党太守に任命されたという。そして薛安都は勇敢さが評判となり、弓馬の術に長けていたという。薛安都は『魏書』卷六一にも立伝されているが、こちらの方がやや詳細な記述となっている。

薛安都、字休達、河東汾陰人也。父広、司馬德宗上党太守。安都少驍勇、善騎射、頗結輕俠、諸兄患之。安都乃求以一身分出、不取片資、兄許之、居於別廐。遠近交遊者争有送遺、馬牛・衣服・什物充牣其庭。

薛安都、字は休達、河東汾陰の人である。父の広は、司馬德宗（東晋）の上党太守であった。安都は若くして驍勇であり、騎射を得意とし、しきりに軽俠と結び、諸兄はこれを迷惑に思っていた。安都はそこで一人で出て行くことを申し出、兄たちはこれを許可し、別廐に居住した。遠近の交遊する者は争って仕送りを行い、牛馬・衣服・日用品はその庭に満ちていた。

ここからは彼の性格や振る舞いが、兄たちを困らせていた一方で、外部との交友はかなり広がったことがうかがえる。そして『宋書』本伝によれば、劉宋元嘉二十一年（四四四、北魏太平真君五年）に太武帝が柔然に敗北すると、薛安都は宗人の薛永宗とともに北魏に対する反乱に立ち上がり、たまたま同じタイミングで北地人蓋呉も反乱を起こしたためにこれと呼応したが、太武帝は薛永宗を攻撃してその一族を滅ぼし、蓋呉にも攻勢をかけたため劉宋に逃れ、文帝の許可をえて河・陝一帯にて義勇兵を集め北魏に反撃したが失敗し、当時襄陽に出鎮していた劉駿より揚武將軍・北弘農太守を板授され、あらためて劉宋に帰順、その後綏遠將軍・新野太守となったという。このように、薛安都は華北の豪族であったが、北魏にて反乱を起こし、それに失敗して劉宋に帰順したのである。この後劉宋にて主として軍官を歴任するので

あるが、景和元年に督徐州予州之梁郡諸軍事・平北將軍・徐州刺史となる。もちろん徐州には地縁を有していない。

崔道固については、『魏書』卷二四の本伝に次のようにある。

顯祖時、有崔道固、字季堅、琰八世孫也。祖瓊、慕容垂車騎屬。父輯、南徙青州、為泰山太守。道固賤出、嫡母兄攸之・目連等輕侮之。輯謂攸之曰、「此兒姿識如此、或能興人門戶、汝等何以輕之」。攸之等遇之弥薄、略無兄弟之礼。

顯祖の時代、崔道固、字は季堅がいて、琰の八世の子孫であった。祖父の瓊は、慕容垂の車騎（大將軍）属であった。父の輯は、南のかた青州に移り、泰山太守となった。道固は賤出（庶出）であり、嫡母兄の攸之・目連らはこれを輕侮していた。輯は攸之に、「この子の容姿や知識はこのようであり、あるいは人の門戸を興隆させることもできるのに、お前たちはなぜ彼を輕んじておるのか」といった。攸之らの彼に対する待遇はますますひどくなり、ほとんど兄弟の礼はなかった。

まず冒頭の記述から崔道固が前述の崔暹と同じく崔琰の子孫であり、したがって清河東武城を本貫としていたことが分かる。しかしその地に代々定住していたという訳ではなく、まず祖父の崔瓊が後燕（慕容垂）に仕官しており、父の崔輯の代に南方の青州に移住し、さらに泰山太守をつとめたという。これだけでは、彼らが青州・泰山郡のいずれに定住していたか定かではないが、いずれにせよもとの本貫を離れたことに変わりはないであろう。したがって崔道固一族は現住地に土着的な地盤を代々有していたわけではなかったことになり、さらに先の『魏書』本伝によれば、道固は崔輯の庶子であるために嫡出の兄弟たちより輕んじられていたというから、崔氏一族としての基盤を十分に活用できるような立場にもいなかったことがうかがえる。ではその彼

が劉子勛の乱における主要人物となるに至ったのは、一体どのような過程を経てのことなのであるうか。『魏書』本伝の続きを見てみよう。

時劉義隆子駿為徐兗二州刺史、得辟他州民為從事。輯乃資給道固、令其南仕。既至彭城、駿以為從事。道固美形容、善拳止、便弓馬、好武事、駿稍嘉之。会青州刺史新除、過彭城、駿謂之曰、「崔道固人身如此、豈可為寒士至老乎。而世人以其偏庶、便相陵侮、可為歎息」。青州刺史至州、辟為主簿、転治中。後為義隆諸子參軍事、被遣向青州募人。長史已下皆詣道固、道固諸兄等逼道固所生母自致酒炙於客前。道固驚起接取、謂客曰、「家無人力、老親自執劬勞」。諸客皆知其兄弟所作、咸起拜謝其母。母謂道固曰、「我賤不足以報貴賓、汝宜答拜」。諸客皆歎美道固母子、賤其諸兄。

当時劉義隆（劉宋文帝）の子の駿は徐兗二州刺史であり、他州の民を辟召して従事とすることができた。輯はそこで道固に資金援助し、南朝に仕官させようとした。彭城に到着すると、駿は（道固を）従事とした。道固は容姿が美しく、拳止はすばらしく、弓馬に優れ、武事を好み、駿は次第に彼を評価するようになった。またま青州刺史が新たに任命され、彭城を過り、駿は彼に、「崔道固の人身はこのようであり、寒士として老いぼれさせるようなことができませんか。しかし世人は庶出であることを理由に侮辱しており、嘆かわしいものである」といった。青州刺史が州に到着すると、（道固を）辟召して主簿とし、治中に転じた。後に義隆の諸子の参軍事となり、青州に派遣されて人を募ることになった。長史以下は皆道固のもとに至り、道固の兄たちは道固の生母に客前に酒席を設けるよう迫り、道固は驚いて接待し、客に、「（我が）家には働き手がおらず、老親が自ら苦勞しておりま

す」といった。客は皆兄弟の振る舞いを知っていたため、皆立つて母親に拝謝した。母親は道固に、「私は卑賤の身で貴賓に報いるには不足があるので、お前が答拝しなさい」といった。客人は皆道固母子を賛美し、その兄たちを賤しんだ。

劉宋の劉駿（後の孝武帝）が徐兗二州刺史に任命されると、崔道固はその従事となった。劉駿は彼を気に入る、その推薦により青州刺史の主簿となり、やがて治中に転ずる（このとき庶子とはいえ北朝において名門とされた清河東武城の崔氏の一人である崔道固に対して劉駿が「寒士」と呼んでいることにも注目すべきであろう）。そして劉宋文帝の諸子の参軍事となり、青州にて「人（兵か?）」を募った際に、その生母に代わって客を接待したことからの賞賛をえたという。このときも、崔道固の兄弟は彼ら母子に対して非礼をはたっていることから、仮にこれによって崔道固が青州一帯に影響力をえたとしても、それは彼の崔氏一族としての背景によるものではなく、あくまで彼個人に内在する能力や素質によって獲得したと見るべきであろう。

また乱に参加し、北魏に逃れた人物として他に劉休賓がある⁽³⁵⁾。彼の初期の経歴について、『魏書』卷四三の本伝に次のようにある。

劉休賓、字処幹、本平原人。祖昶、從慕容德度河、家于北海之都昌郡。父奉伯、劉裕時北海太守。休賓少好学、有文才、兄弟六人、乘民・延和等皆有時譽。

劉休賓、字は処幹、もとは平原の人であった。祖父の昶は、慕容德にしたがって黄河を渡り、北海郡の都昌郡を家とした。父の奉伯は、劉裕の時代に北海太守であった。休賓は若い頃から学問を好み、文才あり、兄弟六人、乘民・延和らは当時の榮譽があった。

これによればまず彼の一族の本貫は元来平原郡であったが、祖父の劉

昶が南燕慕容德にしたがって黄河を渡り、以後北海郡都昌郡に定住したことが分かる。さらに父の劉奉伯は、劉宋の北海太守となった。そして劉休賓は学問を好み文才があったという。彼らもやはり、本貫を捨てて移住した一族であり、劉奉伯が太守をつとめ、また劉休賓と兄弟たちは榮譽があったとはいえ、移住地である北海郡に劉氏一族としての土着的な影響力を有していたとは考えにくい⁽³⁶⁾。

反乱参加者として最後に房法寿について紹介しておく。彼も『魏書』卷四三に立伝されているので、それをまずは確認しておこう。

房法寿、小名烏頭、清河繹幕人也。幼孤、少好射獵、輕率勇果、結群小而為劫盜。從叔元慶、範鎮等坐法寿被州郡切責、時月相繼、宗族甚患之。弱冠、州迎主簿。後以母老、不復応州郡之命。常盜殺猪牛、以共其母。招集壯士、常有百數。

房法寿、小名烏頭は、清河繹幕の人である。幼くして孤となり、若い頃は狩獵を好み、軽率にして勇猛果敢、チンピラと結んで強盗をはたらいた。従叔父の元慶・範鎮らは法寿に連坐して州郡より譴責され、（それが）長らく続くようになり、宗族は非常にこれを迷惑に思っていた。弱冠（二〇歳）にして、州は（法寿を）主簿に迎えた。後に母が年老いたことを理由に、州郡の命に応じなくなった。常に猪や牛を盗んでは殺し、母に食べさせた。壮士を集め、常に百数人を抱えていた。

房法寿の本貫は清河繹幕であり、幼くして「孤」であったが、狩獵を好み無鉄砲の性格から、やがて盗賊団の長となる。しかしそうした彼の行動から、従叔の房元慶・房範鎮らは連座して州郡より責められてしまい、そのために房氏の「宗族」は彼を嫌っていたという。それでも州から主簿に迎えられるが、老いた母親の存在を理由に断り、引き続き盗賊行為をはたらいた。これを見れば分かるように、房氏は「宗

族」と称されるほどの規模の一族であったようであるが、房法寿自身は「孤」であり、また盗賊行為をはたらいたために彼の「宗族」に嫌悪されており、したがって彼の初期の経歴において房氏一族という出自が積極的にはたらいいた形跡は確認できない。それでも一〇〇人を超える勢力を彼は率いることになるのであるが、それは彼の性格とそれに基づく行動によって独自に形成されたものであり、彼が在地勢力としての影響力を行使して育てたものではないのである。

以上、劉子勛の乱に参加した主要人物の経歴を確認してきたが、彼らの多くが山東地方一帯に土着的な一族ではなかったか、あるいはそうした一族出身であつてもその一族の構成員であることが反乱に積極的に作用したわけではなかったことがうかがえるであろう。では北魏に亡命した後、彼らは北魏朝廷よりどのように遇されたのであろうか。

まず薛安都について、『宋書』本伝はその亡命前後のこととして次のように述べている。

安都謂既已帰順、不応遣重兵、懼不免罪、乃遣信要引索虜。三年正月、索虜遣博陵公尉遲苟人・城陽公孔伯恭二万騎救之。永等引退、安都開門納虜、虜即授安都徐州刺史、河東公。四年三月、召還桑乾。五年、死於虜中、時年六十。

安都は既に帰順しており、重兵を派遣すべきではなくなったが、罪から免れなくなること懸念し、手紙を送って索虜（北魏）を招き入れようとした。三年（四六七）正月、索虜は博陵公尉遲苟人・城陽公孔伯恭の二万騎を派遣してこれを救援した。（張）永らは撤退し、安都は門を開いて索虜を入れ、索虜は安都を徐州刺史・河東公に任命した。四年（四六八）三月、（安都を）桑乾に召還した。五年（四六九）、（安都は）虜中に死去し、当時六〇歳で

あつた。

薛安都はまず北魏に書信を送り、北魏軍を招き入れ、その後北魏は薛安都を徐州刺史に任命し、桑乾に移したという。そして沈文秀については、『宋書』本伝に、

文秀被围三載、外無援軍、士卒為之用命、無離叛者、日夜戰鬪、甲冑生蟣虱。五年正月二十四日、遂為虜所陷。……城敗之日、解釈戎衣、緩服靜坐、命左右取所持節。虜既入、兵刃交至、問曰、「青州刺史沈文秀何在」。文秀厲声曰、「身是」。因執之、牽出聽事前、剥取衣服。時白曜在城西南角樓、裸縛文秀至曜前、執之者令拜、文秀曰、「各二国大臣、無相拜之礼」。曜命還其衣、為設酒食、鎖送桑乾。……文秀在桑乾凡十九年、齊之永明四年、病死、時年六十一。

（沈）文秀が包囲されてから三年、外には援軍もなく、士卒はこのために命を顧みず奮戦し、離反する者もなく、日夜戦鬪し、甲冑にはシラミやその卵がわいた。五年（四六九）正月二十四日、遂に索虜が陥落させた。……城が敗れた日、鎧や衣を脱ぎ、服を緩めて静坐し、左右に銘じて節をとらせた。虜が入ると、兵刃が代わる代わる至り、「青州刺史沈文秀はどこにいるか」と問うた。文秀は声を荒げて、「我が身はここにある」といった。捕らえられて、庁堂の前に引き立てられ、衣服を剥ぎとられた。当時（慕容）白曜は城西の角樓におり、文秀を裸のまま白曜の前に縛り、これを捕らえている者は拝礼させようとしたが、文秀は、「二国の大臣が拝し合う礼などない」といった。白曜はその衣服を返すよう命じ、酒食を設け、鎖に繋いで桑乾に送った。……文秀は桑乾に合計で一九年おり、齊の永明四年（四八六）、病により死去し、当時六一歳であつた。

とあるように、彼は北魏の慕容白曜に捕らえられ、同様に桑乾に送られ、そこで余生を過ごすこととなった。崔道固に關しても、『魏書』本伝に、

既而白曜送道固赴都、有司案劾、奏聞、詔恕其死。乃徙青・齐士望共道固守城者数百家於桑乾、立平齐郡於平城西北新城。以道固為太守、賜爵臨淄子、加寧朔將軍。尋徙治京城西南二百余里旧陰館之西。

既に白曜は道固を都（平城）に送り、有司は（道固を）とり調べ、奏聞したが、詔によりその死罪を赦免した。そこで道固とともに城を守った数百家の青・齐の士望を桑乾に移し、平齐郡を平城の北西の北新城に設立した。道固を太守とし、臨淄子の爵を賜与し、寧朔將軍を加えた。ついで京城の南西二〇〇里余りの旧陰館の西に移した。

とあり、沈文秀と同様に慕容白曜に捕縛され、ともに北魏と戦った山東地方の「士望」数百家とともに桑乾に送られ、平齐郡が平城の北西の北新城に立てられその太守に任命されたという（平齐郡は後に陰館の西に移された）。劉休賓についても、『魏書』本伝に、

歷城降、白曜遣道固子景業与文暉至城下。休賓知道固降、乃出請命。白曜送休賓及宿有名望者十余人、俱入代都為客。及立平齐郡、乃以梁鄒民為懷寧県、休賓為県令。延興二年卒。

歷城が降伏し、白曜は道固の子の景業と文暉を城下に派遣した。休賓は道固が降伏したことを知り、出て自分が身代わりとなり残りの者の命を救うことを要求した。白曜は休賓と名望を有する者一〇人余りを送り、皆代都に入つて客となった。平齐郡が設立されると、梁鄒の民のために懷寧県を立て、休賓を県令とした。延興二年（四七二）に卒した。

とあるように、慕容白曜に捕まり、代都（平城）にて客となり、平齐郡が立てられると、梁鄒民からなる懷寧県の県令に任命された。房法寿に關しては、『魏書』本伝に、

及歷城・梁鄒降、法寿・崇吉等与崔道固・劉休賓俱至京師。以法寿為上客、崇吉為次客、崔・劉為下客。法寿供給、垂於安都等。歷城・梁鄒が降伏すると、法寿・崇吉らは崔道固・劉休賓とともに京師に赴いた。法寿を上客、崇吉を次客、崔・劉を下客とした。法寿の仕送りは、安都らに次いだ。

とあり、一族の房崇吉や崔道固・劉休賓らとともに平城に送られ、北魏は房法寿を上客・房崇吉を次客、崔道固・劉休賓を下客として遇したといひ、また房法寿の生活物資の供給は薛安都らのそれに次いだといひ。また房崇吉に關して『魏書』本伝には、

及立平齐郡、以歷城民為歸安県、崇吉為県令。

平齐郡が設立されると、歷城の民のために歸安県を立て、崇吉を県令とした。

とあるように、前述の平齐郡が立てられた際、歷城民のために設立された歸安県の県令に任命されたといひ。これらの記述に基づき、谷川は平齐郡の構造を次のような図であらわしている。³⁹⁾

平齐郡（太守崔道固）—— 歸安県（県令房崇吉）—— 旧歷城民
—— 懷寧県（県令劉休賓）—— 旧梁鄒民

なお平齐郡に關しては『魏書』卷六六 崔亮伝にも言及があり、それによれば、劉宋の尚書郎であつた崔元孫は、沈文秀とともに明帝に對する反乱を起こし、後に明帝の意をうけて沈文秀を攻撃したが返り討ちにあつて死去し、その妻である房氏と子の崔亮は崔元孫の叔父である崔道固を頼つたが、慕容白曜に捕らわれ、「平齐民」となり（世

帯としては一般的に「平斉戸」と呼ばれる)、家は貧しく、傭書によって生計を立てていたという。そしてまた同様の処遇を被った人物として劉芳がいるが、『魏書』卷五五の本伝によれば、劉芳の父である劉邕は孝武帝に対する南郡王劉義宣(孝武帝の弟)に参加したことにより彭城で死し、劉芳は伯母の房氏とともに青州に逃れ、母方のおじである房元慶(前述)は沈文秀の建威府司馬であったが文秀によって殺害され、劉芳母子は梁鄒城に入り、そこで慕容白曜に降伏し、移されて平斉民となり、その後の劉芳は困窮しながらも傭書を行っていたという。平斉民には他に傅永がおり、『魏書』卷七〇の本伝によれば傅永はもと南朝から叔父の傅洪仲や張幸とともに北魏に入ったが、再び南朝に逃れ、崔道固の城局参军となり、崔道固とともに北魏に降伏し平斉民となり、その後は人に雇われながら生活していたとする。「平斉戸」・「平斉民」という語は見えないものの、『魏書』卷六七の崔光の事例も恐らくは同様のものであろう。

崔光、本名孝伯、字長仁、高祖賜名焉、東清河鄆人也。祖曠、從慕容德南渡河、居青州之時水。慕容氏滅、仕劉義隆為樂陵太守。父靈延、劉駿龍驤將軍・長広太守、与劉彧冀州刺史崔道固共拒国軍。慕容白曜之平三齊、光年十七、随父徙代。家貧好學、昼耕夜誦、傭書以養父母。

崔光、もとの名は孝伯、字は長仁、高祖より(光という)名を賜与され、東清河鄆の人である。祖父の曠は、慕容德にしたがつて南のかた黄河を渡り、青州の時水に居住した。慕容氏(南燕)が滅びると、劉義隆に仕えて樂陵太守となった。父の靈延は、劉駿の龍驤將軍・長広太守であり、劉彧の冀州刺史崔道固とともに国軍(北魏軍)を拒んだ。慕容白曜が三齊を平定したとき、光は一七歳であり、父にしたがつて代に移った。家は貧しかったが学問

を好み、昼に耕作して夜は書を暗誦し、傭書によって父母を養った。

崔光の家は祖父の代に南燕領内に移り、南燕が劉裕に滅ぼされてからは東晋に帰属し、続く劉宋の郡太守などをつとめるようになった。しかし慕容白曜が一带を占領すると、崔光は父とともに代に移された。そして崔光は貧しく、やはり傭書によって父母を養いつつ農耕と学問に励んだという。崔光が平斉民となったかは不明であるが、次の高聰の事例にも注目される。

高聰、字僧智、本勃海蓀人。曾祖軌、随慕容德徙青州、因居北海之劇県。父法昂、劉駿車騎將軍王玄謨甥也。少随玄謨征伐、以軍功至員外郎。早卒。聰生而喪母、祖母王撫育之。大軍攻克東陽、聰徙入平城、与蔣少遊為雲中兵戸、窘困無所不至。族祖允視之若孫、大加賙給。(『魏書』卷六八 高聰伝)

高聰、字は僧智は、もと勃海蓀の人である。曾祖父の軌は、慕容德にしたがつて青州に移り、北海の劇県に居住した。父の法昂は、劉駿の車騎將軍王玄謨の甥であつた。若くして玄謨にしたがつて征伐を行い、軍功により員外郎となつた。早くに卒した。聰は生まれて(すぐに)母を亡くし、祖母王撫が彼を育てた。大軍(北魏軍)が東陽を攻めとると、聰は平城に移住し、蔣少遊(遊)とともに雲中の兵戸となつたが、困窮して何もできなかった。族祖父の允は彼を孫のように見ており、大いに仕送りして救済した。

高聰の曾祖父高軌は南燕の慕容德に伴つて北海郡劇県に移住し、恐らくは劉裕の北伐と南燕の滅亡に伴つて東晋に帰属したのであろう。父親の高法昂と母親は早くに死去し、北魏軍(慕容白曜軍)が東陽を陥落させた際に降伏して平城に移された。そしてその後は蔣少遊(遊)

とともに雲中の兵戸となったといい、平斉民とは異なっているように見えるが、その蔣少遊は、『北史』卷九〇 芸術伝下 蔣少游条に、

慕容白曜之平東陽、見俘入於平城、充平齊戸、後配雲中為兵。性機巧、頗能画刻。有文思、吟咏之際、時有短篇。遂留寄平城、以備寫書為業、而名猶在鎮。後被召為中書寫書生、与高聰俱依高允。允並薦之、与聰俱補中書博士。

慕容白曜が東陽を平定すると、俘虜として平城に入り、平齊戸にあてられ、後に雲中に配されて兵となった。性格は機敏にして巧みであり、非常に絵画・彫刻に長けていた。文章の才能もあり、吟詠する際には、短篇を物するほどであった。そのまま平城にとどまり、備書を生業としたが、戸籍はなおも（雲中）鎮にあった。後に辟召されて中書寫書生となり、高聰とともに高允を頼った。允は二人を推薦し、（少游は）聰とともに中書博士となった。

とあり、まず平齊戸になってその後雲中に送られて兵とされていることとなったから（実際には雲中には赴かなかった）、高聰も同様に平齊戸であった可能性が高い。

これらの事例を総括すると、劉宋明帝に敗れ、北魏に降伏した彼らは、桑乾・平城に送られて客としての待遇をうけ、また北魏はその大部分を平齊郡を立てて支配し、一部は兵戸として扱われたことになる。そして彼らの多くは山東地方には南燕時代に移住するなど、例えば魏晉時代以来一族が一貫して山東地方に地縁を有し続けていたわけではなかったということが確認されよう。特にこのうちの平齊郡設置について、谷川は「平齊郡設置の第一目的は、山東地方における反魏勢力の壊滅という政治的意図にあったとするのが、もつとも妥当なようにおもわれる」と指摘する⁽⁴¹⁾。彼らと平齊民との関係は、そのいずれもが山東地方において在地勢力として振る舞っていなかったことから

も、郷里社会によつて支持された貴族といった類いのものではなく、あくまで太守や県令などの地方官とその管轄下の民というように、純然たる政治的支配―被支配の関係にあったことになる。いずれにしても劉宋における晋安王劉子勛の乱を契機とする彼らの北魏への降伏は、もともと薄弱であった山東地方における彼らの基盤を最終的に喪失させ、さらにこれによつて彼らは平齊郡という一種の僑郡での暮らしを余儀なくされたのであり、それゆえその生活水準は、ここまでに引用した諸史料にも言及されているように、おしなべて貧しかったのである。前掲の『魏書』高聰でも一部関連する記述があったが、高允伝に、

顯祖平青・齊、徙其族望於代。時諸士人流移遠至、率皆飢寒。徙人之中、多允姻婭、皆徒步造門。允散財竭產、以相贍賑、慰問周至。無不感其仁厚。

顯祖は青・齊を平定し、その族望を代に移した。当時諸々の士人は流亡して遠くにまで至り、皆飢えや凍えに苦しんでいた。移された者の中には、允の姻戚の者も多く、皆徒歩で（允の）門前に至った。允は財産を売り、（彼らの）救済にあて、あまねく彼らを慰問した。その仁の厚さに感じ入らない者はなかった。

とあるように、高允は彼ら平齊民の中に姻戚の者が多かったことから経済的に支援していたのである⁽⁴²⁾。またこの他彼らが生計を立てる手段としては既に述べたように備書が多く、それが彼らの知識人としての才能が金銭化されていたことを意味しているが、彼ら平齊民の中には、前掲表一に劉芳・傅永・崔光・崔亮・蔣少遊の名があるように、中書博士に任命された者もいた⁽⁴³⁾。このことは北魏政府によつてその学識の体制内における継承が期待されていたことを示している。

以上、本章では平齊民・平齊戸の動向や詳細について見てきたので

あるが、彼らもやはり、中書博士に任命されるほどに「政治的・文化的能力」を有していた者が確認できる。しかし一方で、平斉郡という僑郡に属していることから、郷里社会との繋がりは少なくとも一時的には完全に消失していたことは明白であるから、彼らを貴族と見なす場合、谷川の共同体論とは齟齬を来してしまうことになるのである。彼らは困窮の中で傭書によって生計を立てるほどには「文化的能力」を有していたのであるが、郷里社会との繋がりを喪失している以上、それは彼らから官僚や首長に推戴されるための要因にはなりえない。彼らのうち数名が中書博士として登用される理由になったことからも、崔宏らと同様に、北魏政権という権力側の都合や要求によって彼らは官僚となったのである。なお谷川は平斉郡設置などの「徙民政策の目的は敵対的勢力の破摧およびその内包する政治的・経済的・文化的諸能力の把握・利用にあつたと考えねばならない」とも主張しているが、「経済的」能力はともかくとして、「政治的」・「文化的」能力を有していたことは間違いなからう。

第三章 北魏後期・西魏における漢人貴族と郷里社会

北魏前期の河北・山東においては、漢人貴族と本貫の郷里社会との関係断絶を示す事例が多くあらわれているが、それ以外の地域では、逆に郷里社会と貴族・豪族の強い関係を示す史料が多く存在する。例えば『魏書』卷四二 薛辯伝には次のような記述がある。

薛辯、字允白。其先自蜀徙於河東之汾陰、因家焉。祖陶、与薛祖・薛落等分統部衆、故世号「三薛」。父強、復代領部落、而祖・落子孫微劣、強遂総撰三營。善綏撫、為民所帰、歴石虎・苻

堅、常憑河自固。仕姚興為鎮東將軍、入為尚書。強卒、辯復襲統其營、為興尚書郎・建威將軍・河北太守。辯稍驕傲、頗失民心。劉裕平姚泓、辯拳營降裕、司馬德宗拜為寧朔將軍・平陽太守。及裕失長安、辯来帰国、仍立功於河際、太宗授平西將軍・雍州刺史、賜爵汾陰侯。泰常七年卒於位、年四十四。

薛辯、字は允白。その祖先は蜀から河東の汾陰に移り、そのままここを家とした。祖父の陶は、薛祖・薛落らと部衆を分けて統率しており、そのため代々「三薛」と呼ばれた。父の強は、代わって部落を領したが、祖・落の子孫は衰退したため、強がそのまま三營を統轄した。慰めいたわることを得意とし、民心の帰するところとなり、石虎・苻堅の時代を通じて、常に黄河を恃み自らを守った。姚興（後秦）に仕えて鎮東將軍となり、（中央に）入って尚書となった。強が卒すると、辯はその營を継承し、興の尚書郎・建威將軍・河北太守となった。辯は次第に驕り傲慢になり、民心を大いに失った。劉裕が姚泓を平定すると、辯は營ごと裕に降伏し、司馬德宗は（辯を）寧朔將軍・平陽太守に任命した。裕が長安を失うと、辯は国（北魏）に帰属し、黄河の際で功績を立て、太宗（明元帝拓跋嗣）は平西將軍・雍州刺史に任命し、汾陰侯の爵を賜与した。泰常七年（四三二）に（平西將軍・雍州刺史の）在任中に卒し、四四歳であった。

薛辯の先祖は四川から河東汾陰に移住し、以後代々ここを本貫とし、「部衆」・「部落」を領していたといい、これらは薛氏一族が汾陰の豪族であったことを示すであろう。また薛強は後趙・前秦には抵抗して仕えなかったが、後秦には仕えており、劉裕が北伐によって後秦を滅ぼした後の薛辯は東晋にも仕えていたという。その際自らの「營」を領し続けていたというから、恐らく本貫の汾陰から遠く離れることは

なかつたのであろう。そして劉裕の撤退後に薛辯は北魏に仕官する。

この後の薛氏の「部落」は、『魏書』薛辯伝附薛初古拔伝に、

長子初古拔、一曰車輅拔、本名洪祚、世祖賜名。沈毅有器識、年始弱冠、司徒崔浩見而奇之。真君中、蓋呉擾動関右、薛永宗屯扼河側、世祖親討之。乃詔拔糾合宗郷、壁於河際、断二寇往来之路。事平、除中散、賜爵永康侯。

(薛辯の) 長子の初古拔は、一名を車輅拔といい、もとの名を洪祚といったが、世祖が(初古拔の) 名を賜与した。沈毅にして器量・知識があり、弱冠となり、司徒崔浩は(初古拔を) 見てこれを優れた者とした。真君年間(四四〇～四五二)、蓋呉が関右にて擾乱を起こすと、薛永宗は黄河の側に駐屯し、世祖は自らこれを討伐した。そこで拔に詔して宗郷を糾合し、河の際に塙壁を作り、二つの反乱勢力の交通路を遮断させた。乱が平定されると、中散に任命され、永康侯の爵を賜与された。

とあるように、いわゆる蓋呉の乱に際し、薛初古拔と同族と覚しき薛永宗が蓋呉側につき、太武帝がこれに対する親征を開始すると、薛初古拔に「宗郷」を糾合するよう命じたという。この「宗郷」は、薛辯らの「部落」と同じものと考えられ、薛氏一族が汾陰の豪族として存在し続けていたことがうかがえる。

漢人貴族と地域社会の關係に注目した場合、北魏における貴族の名望が、地域社会の安定化に作用した例も確認できる。例えば『魏書』卷五六 鄭義伝に、

延興初、陽武人田智度、年十五、妖惑動衆、擾乱京・索。以義河南民望、為州郡所信、遣義乘伝慰諭。義到、宣示禍福、重加募賞、旬日之間、衆皆帰散。智度奔潁川、尋見擒斬。

延興年間(四七一～四七六)の初め、陽武人の田智度は、一五歳

であつたが、衆を妖言により惑わせて動員し、京・索の地にて擾乱を起こした。(北魏は) 義が河南の民望であり、州郡の信をうけていることから、義を派遣し駅車に乗じて説得させた。義が到着すると、禍福を述べ、懸賞金を重くし、一〇日の間に、(反乱軍の) 衆は皆帰つてしまった。智度は潁川に逃走したが、次いで捕まつて斬殺された。

とあり、陽武人の田智度が反乱を起こした際に、北魏朝廷は鄭義が「河南の民望」であることを理由にこれを慰撫することを命じたところ、鄭義は一〇日ほどでこれを平定してしまったという。もちろん成功の主要因は彼が「禍福を述べ、懸賞金を重くし」たことであろうが、その「民望」も有効に作用したのであろう。また皇甫麟墓誌には次のような記述がある。⁽⁴⁶⁾

君諱麟、字真駒、安定朝那人也。……延興中、涇土夷民一万余家、詣京申訴、請君為統酋。然戎華理隔、本不相予、朝議不可。聖上以此諸民丹情難奪、中旨特許。太和廿年中、仇池不靜、扇逼涇・隴。君望著西垂、勘能厭服、旨召為中書博士、加議郎、馳駅慰勞、陳示禍福。

君の諱は麟、字は真駒、安定朝那の人である。……延興年間、涇の地の胡族の民一万余りが、京(平城)にやってきて、君を統酋とするよううったえた。しかし胡族・漢族の統治は隔たりがあり、もともと相互に関与するものではないために、朝議は(これを) 不可とした。(しかし) 聖上(孝文帝)はこの民たちの心情を奪いたいと思い、中旨によつて特別に許可した。太和二〇年(四九六)、仇池が動揺し、(反乱を起こして) 涇・隴の地に迫った。君の望は西の辺境にあらわれ、勘は信服させることができ、旨により(君を) 召して中書博士とし、議郎を加え、駅車を馳せて慰

勞し、禍福を述べて示した。

皇甫麟の本貫は安定朝那であり、涇水の流域一帯に居住していた胡族は皇甫麟を自分たちの「統酋」とするように北魏朝廷に要請したところ、朝議はこれを不可としたが孝文帝はこれを許し、太和二〇年に仇池が不穏な動きを見せたものの、皇甫麟の「望」に服したという。また皇甫麟この後徴召され、中書博士に任命されているため、前掲の表一にその名を含めてある。さらに墓誌には、

從景明三年至四年、督護新平・安定二郡事。……正始四年中歸鄉。

景明三年（五〇二）から四年（五〇三）にかけて、新平・安定の二郡の事を督護した。……正始四年（五〇七）に歸郷した。

とあり、皇甫麟は本貫である安定郡を督護しているが、その後歸郷したというから、安定郡とは郡望として実効的な関係を有していたことになる。つまり安定郡の督護を任されたのはその名望が統治に有効であると判断されたためであつたと推察されるのである。この他杜祖悦墓誌にも、

時刺史曹公以君雍州岳望、声高関・隴、至熙平年中、表君為仇池太守。

当時（南秦州）刺史の曹公は君（杜祖悦）が雍州の岳望であり、名声が関・隴の地に高く、熙平年間（五一六―五一八）になり、上表により君を仇池太守とした。

とあり、杜祖悦は「雍州の岳望」であり、その名声が関中・隴西に響いていることを理由として、南秦州刺史の「曹公」の上表（推薦）によつて仇池太守に任命されたという。州が異なっているが、杜祖悦には雍州近隣の諸州にまで及ぶほどの名望が備わっていると期待されていたのであり、これも名望・声望を理由とした太守任命の事例となる

う。また『周書』卷三二 柳敏伝には次のような既述がある。

累遷河東郡丞。朝議以敏之本邑、故有此授。敏雖統御鄉里、而処物平允、甚得時譽。

（柳敏は）河東郡丞に累遷した。朝議は（ここが）敏の本邑であることから、これに任命したのである。敏は郷里を統御したが、応対は公平で当をえており、非常に賞賛された。

柳敏は「本邑」であることを理由に河東郡丞となり、「郷里を統御」したというが、これも河東郡における彼の名望を地方統治に活用しようとした事例であろう。また『周書』卷四四 泉企伝には次のような記述も見られる。

曾祖景言、魏建節將軍、假宜陽郡守、世襲本県令、封丹水侯。父安志、復為建節將軍、宜陽郡守、領本県令、降爵為伯。企九歲喪父、哀毀類於成人。服闋襲爵。年十二、郷人皇平・陳合等三百余人詣州請企為県令。州為申上、時吏部尚書郭祚以企年少、不堪宰民、請別選遣、終此一限、令企代之。魏宣武帝詔曰、「企向成立、且為本郷所樂。何為捨此世襲、更求一限」。遂依所請。企雖童幼、而好學恬靜、百姓安之。

（泉企の）曾祖父の景言は、魏の建節將軍・仮宜陽郡守であり、本県の令を世襲し、丹水侯に封ぜられた。父の安志は、また建節將軍・宜陽郡守・領本県令となつたが、爵位を伯に降格された。企は九歳で父を亡くし、（その）哀悼の様は成人並みであつた。喪が明けると爵を継承した。一二歳になり、郷人の皇平・陳合ら三〇〇人余りが州に至り企を県令とするよう要求した。州は（これを中央に）上申し、当時の吏部尚書郭祚は企がまだ幼く、民の統治にたえないことから、別の者を選んで派遣（して県令に任命）し、一定の任期を終えて、企をこれに代えることを要請した。魏

の宣武帝（元恪）は、「企は既に成人として自立しており、かつ本郷に楽しまれておる。どうしてこの世襲をやめ、さらに一定の任期を求めることがあるのか」と詔した。そのまま（皇平・陳合らの）要求通りとなった。企は幼い子供であったが、学問を好んで物静かであり、百姓はこれに安心した。

泉氏一族は代々宜陽郡守をつとめ、また本県（豊陽）令を世襲していたといい、九歳で父を失った泉企は、幼年であったにもかかわらず「郷人」の皇平・陳合らにより本県令に推戴されたという。

このように、北魏においては豪族・貴族が官僚となりながらも「部落」・「宗郷」との密接な関係を有し、また漢人貴族の名望を地方支配に利用していたケースもしばしば見られるのであるが、そのうちのいくつからは、その近隣の地域や共同体にまでその名望が影響力を及ぼしていたことがうかがえる。ならば近隣の共同体と漢人貴族には、直接的かつ日常的な接点がなかったとしても、後者の名望が前者に対する一定の影響力を有していたことになる。それが成立するのであれば、そもそも漢人貴族の名望が、本貫の郷里社会・共同体からの主体的な支持によって等価交換的に発生するとは限らないとも考えられるのではないか。それというのも、一度本貫から遊離した漢人貴族が、もとの本貫との関係を修復するというケースが、北魏末期の内乱時にしばしばあらわれているためである。以下それを確認しておこう。

孝明帝正光五年（五二四）三月、沃野鎮人破落汗拔陵（破六韓拔陵）が北魏に対する反乱を起こし、これに懷朔鎮・武川鎮・撫冥鎮・柔玄鎮・懷荒鎮が呼応した（六鎮の乱）。この反乱自体はそれまで敵対していた柔然の力を借りたこともあって比較的速やかに平定されたが、柔玄鎮人杜洛周が孝昌元年（五二五）八月に上谷にて、翌二年（五二六）正月には鮮于修礼が定州にてそれぞれ挙兵する。このうちの鮮于修礼

は八月に死去し、もと懷朔鎮將の葛榮が彼の反乱軍を主導するようになって北魏軍を各所で撃破し、さらに武泰元年（五二八）二月には杜洛周を殺害してその軍を併合した。これらは河北方面の情勢であるが、六鎮の乱の影響は同時にオルドス地方にも波及した。正光五年四月、高平酋長の胡琛が六鎮の乱に呼応して挙兵し、その部将である万俟醜奴はオルドス一帯に侵攻した。孝昌二年に胡琛が殺害されると万俟醜奴が反乱軍の総帥となり、関中では蕭宝夤（寅）が酈道元らを殺害して北魏に反旗を翻し、やがて万俟醜奴と結んだ。このように、六鎮の乱を契機として華北全土が戦乱状態に陥ったのである。

周知の通り、これらの反乱の平定に最大の功績をあげたのが爾朱栄である。⁴⁸ 爾朱栄は北秀容の契胡族の領民酋長の家柄に生まれ、情勢の混乱に伴い、自ら義勇兵を組織し、周辺地域の太守を殺し反乱軍を討伐し、勢力を拡大させていったのである。⁴⁹ そして武泰元年二月に孝明帝が靈太后（胡太后）に殺害されると、孝明帝の生前に召喚命令をうけていた爾朱栄は同年四月にそのまま洛陽城に侵攻し、靈太后とその一派を尽く殺害し、北魏朝廷の実権を掌握する。建義元年（五二八）九月、上党王元天穆が葛榮を攻撃し、さらに爾朱栄が滏口にて葛榮を撃破してこれを捕らえ、一〇月に葛榮を洛陽に送ってこれを斬殺したのである。⁵⁰ その間に梁の陳慶之の軍が北魏から亡命していた北海王元顥を奉じて洛陽に侵攻してこれを占領していたため、爾朱栄はこれを破って洛陽を回復する。そして関中の万俟醜奴と蕭宝夤に対しては爾朱天光の軍を派遣し、天光は都督の賀拔岳や侯莫陳悦らを伴って彼らを撃破し、万俟醜奴と蕭宝夤を捕らえ、関中の反乱を平定した。

ところが建義三年（五三〇）九月、爾朱栄が洛陽に入朝すると、孝莊帝は爾朱栄を殺害してしまう。この事件は当然、爾朱氏一族の反乱を招き、爾朱世隆が栄の部曲を率いて洛陽を攻撃するが、失敗して爾朱

兆と合流して長広王元暉を皇帝に擁立し、爾朱仲遠とともに再度洛陽に侵攻した。一二月に洛陽は陥落し、孝莊帝は永寧寺に幽閉された後、爾朱兆によって晋陽に送られて殺害される。しかし一連の事件により人心は爾朱氏から離れ、爾朱榮の部将であった高歡（懷朔鎮出身）が普泰元年（五三二）六月に信陽にて挙兵し、翌年三月爾朱天光らの軍を韓陵にて撃破する。そして高歡が洛陽を占領して実権を掌握する。しかし擁立した孝武帝元脩が永熙三年（五三四）七月に長安の宇文泰（賀拔岳の部将）のもとに逃れると、高歡は元善見を新たに皇帝に擁立し（孝武帝はこの後に宇文泰に殺害され、新たに文帝元宝炬が即位した）、かくして北魏は東西に分裂することとなった。

以上が六鎮の乱から北魏の東西分裂に至るまでの経緯であるが、このとき在地共同体が自衛のために武装して軍隊化し、その結果として郷兵なる勢力が多数形成され、特に西魏政権に多くとり込まれたことが知られている。郷兵については谷川らの研究に詳しいが、谷川があげる郷兵やその首領——郷帥となった貴族・豪族には、興味深い者たちが含まれている。

まず『魏書』劉芳伝附劉騰伝の事例を紹介しよう。

父廩之死、騰率勒郷部赴兖州、与刺史樊子鵠抗禦主師、每戰流涕突陳。城陷、擒送晋陽、齊獻武王矜而赦之。

父の廩が死去すると、騰は郷部を率いて兖州に赴き、刺史樊子鵠とともに国軍に楯突き、戦のたびに涙を流して陣に突進した。城が陥落すると、捕らわれて晋陽に送られたが、齊の献武王（高歡）は憐れんで彼を赦した。

劉騰は劉芳の孫であるが、父の劉廩が死去すると、劉騰は「郷部」を率いて兖州に赴き、刺史の樊子鵠とともに高歡軍と戦っているのである。また彼の叔父である劉粹も、『魏書』劉芳伝附劉粹伝に、

粹少尚氣俠、兄廩死、粹招合部曲、就兖州刺史樊子鵠、謀応閑西。

粹は若い頃義氣・豪俠を尊び、兄の廩が死去すると、粹は部曲を糾合し、兖州刺史樊子鵠につき、関西（宇文泰）に呼応することをはかった。

とあるように、「部曲」を率いて樊子鵠につき、それによって宇文泰に応じることをはかったのである。彼らの率いた「郷部」や「部曲」とは郷兵のことと思われるが、しかし彼の父劉芳は平斉民であり、本貫である彭城郡との関係は切れていたはずである。それでもその子である劉粹や孫の劉騰が郷兵を率いることができたということは、仮に郷里との繋がりを喪失していたとしても、恐らくはその家門を理由として郷兵組織が可能であったことを示している。そもそも平斉郡は、『隋書』卷三〇地理志中冀州馬邑郡雲内県条の原注に、

後魏立平斉郡、尋廢。

後魏（北魏）は平斉郡を立てたが、次いで廢した。

とあるように、やがて廢止されたというが、塚本善隆は、『魏書』卷一一四 釈老志に、

曇曜奏、「平斉戸及諸民、有能歲輸穀六十斛入僧曹者、即為僧祇戸、粟為僧祇粟、至於俟歲、賑給飢民。又請民犯重罪及官奴以為仏囹戸、以供諸寺掃洒、歲兼當田輸粟」。高宗並許之。於是僧祇戸・粟及寺戸、徧於州鎮矣。

曇曜は、「平斉戸と庶民のうち、一年に穀物六〇斛を僧曹に納入することが出来る者は、直ちに僧祇戸とし、粟（穀物）を僧祇粟とし、凶作の年には、飢えた民に給付するようにして下さい。また重罪を犯した民や官奴を仏囹戸とし、諸寺の掃除をさせ、あわせて一年の田産経営や穀物運送に従事させて下さい」と上奏し

た。高宗（文成帝拓跋濬）がこれらを全て許可した。ここにおいて僧祇戸・粟と寺戸は、州鎮に分布した。

とある記述の「高宗」を、平斉戸成立以前の皇帝であるため誤りとし、同じく『魏書』釈老志に、宣武帝時代の高肇の上奏として、

又尚書令高肇奏言、「謹案、故沙門統曇曜、昔於承明元年、奏涼州軍戸趙荀子等二百家為僧祇戸、立課積粟、擬濟飢年、不限道俗、皆以拯施……」。

また尚書令高肇は、「謹んで調べますと、もとの沙門統曇曜は、昔承明元年（四七六）に、涼州の軍戸趙荀子ら二〇〇家を僧祇戸とし、農業を奨励して粟を積み、飢饉の年を救済するように上奏し、出家・在家にかかわらず、救済は全員に実施されました……」と上奏した。

とあることから、承明元年に平斉戸が僧祇戸に再編されたと主張する⁵³。しかし谷川・唐長孺は、『魏書』房法寿伝附房景先伝に、

太和中、例得還郷。

太和年間（四七七～四九九）、（景先は）例により郷里に帰ることができた。

とあることに基づき、むしろ許されて帰郷する者が一般的であったと主張し、梶山智史も房景先の事例に言及し、「例」とあることから、帰郷を許されたのは房景先の一家だけではなく、すべての平斉民を対象に帰郷を許可する詔令が出されていたと考えられる。この詔令が出されたのは太和一二年（四八八）前後と見られ、またこれに伴って平斉郡は廃止されたようである」と主張する⁵⁵。谷川・唐・梶山の指摘する通り、孝文帝期には平斉郡・平斉戸は廃止され、もと平斉民は帰郷したのであろうが、彼らは一度本貫を離脱しても当地の郷望としての地位を回復することが可能であったことになり、またそのうちの幾人

かはそれを背景として郷帥となることもできたのである。また『周書』卷三六 司馬裔伝の次の記述にも注目される。

大統三年、大軍復弘農、乃於温城起義、遣使送款。

大統三年（五三七）、大軍（西魏軍）は弘農を回復し、そこで（司馬裔は）温城において挙兵し、使者を派遣して（西魏への）帰属を申し出た。

西魏の大統三年に司馬裔は温城において挙兵し、使者を西魏に送って帰属したという。しかし司馬裔は前述の司馬楚之の曾孫、司馬金龍の孫であり、本貫である温県（温城）とは早く見積もっても東晋から北魏に帰属した曾祖父や祖父の代まで地縁を有していなかったのである。しかしここで温城にて挙兵したとあるのは、温城の集落を（郷兵として）まとめ上げたことを指すと考えられ、それを可能にした要因は彼の家門と温城における名望であったと推測される。この後司馬裔は『周書』本伝に、

六年、授河内郡守。尋加持節・平東將軍・北徐州刺史。八年、率其義衆入朝。太祖嘉之、特蒙賞勞。頃之、河内有四千余家帰付、並裔之郷旧、乃授前將軍・太中大夫・領河内郡守、令安集流民。

六年（五四〇）、（司馬裔は）河内郡守に任命された。ついで持節・平東將軍・北徐州刺史を加えられた。八年（五四二）、（司馬裔は）義衆を率いて入朝した。太祖（宇文泰）はこれを評価し、特に賞賜を加えて慰勞した。しばらくすると、河内の四〇〇〇家余りが帰属したが、全て裔の郷旧であり、そこで（裔を）前將軍・太中大夫・領河内郡守に任命し、（これらの）流民を集め安定させた。

とあるように、本郡（河内郡）の郡守となっており、さらに二年後には「義衆（恐らくは郷兵）」を率いて入朝し、また河内郡にて四〇〇〇家余りの流民が帰属してきたときには、彼らが「郷旧」であることが

らこれを慰撫したというのである。このように司馬裔は温城に及ぶ自らの名望をもとに、郷兵を組織し、本郡の郡守となり、流民を安定化してきたのである。

ここまでにあげた諸例は全て、漢人貴族の家門や名望が地域支配に有効に作用していたこと、北魏・西魏朝廷がそれを利用していたことを物語っている。そしてこのうちの劉隲・劉粹・司馬裔の事例は、それぞれの一族が（一度）郷里社会との繋がりを喪失しながら、その後郷兵の編成などに実際に効果を果たすほどにそれを回復していたことを示している。漢人貴族の有する家門や名望が、郷里社会・地域社会に対する支配に有効にはたらいたことがうかがえるのであるが、それを踏まえた場合、『周書』卷三三 蘇綽伝附蘇椿伝に、

十四年、置当州郷帥、自非郷望允当衆心、不得預焉。乃令馭追椿領郷兵。

一四年（五四八）、当州（岐州）郷帥を置いたが、郷望であり衆心に当てはまらなければ、これを預けることはできなかった。そこで馭車を馳せて椿を追い郷兵を預けた。

とある記述にも注目される。これは既に軍隊として組織されていた郷兵の司令官（郷帥）に蘇椿が任命されたことを伝えるものであるが、蘇椿がこの郷兵の「郷望」であることがこの人事の理由であった。当時の郷兵は、もともと農村集落であったこともあつてか、その司令官である郷帥も、同郷人であることが求められたことになるのであるが、それは同時に（全部ではなかったであろうが）郷兵の指揮や管理に漢人貴族の名望が必要とされていたことを意味しており、また蘇椿がこの郷兵の編成には関与していなかったことを踏まえるならば、同郷の「郷望」であればたとえ郷兵のもととなった集落・共同体出身でなくともその郷兵の郷帥をつとめることが可能であつたことを示

している⁽⁵⁶⁾。

劉隲・劉粹・司馬裔の事例のように、一度郷里社会との繋がりが所有していた土地を喪失しながら、その後少なくとも前者を回復するという事例が複数あること、また蘇椿の事例のように、郷兵の形成・組織には関与しなかったであろうにもかかわらず、「郷望」であることを理由に郷帥に任命されたことは、彼らの有する名望が、必ずしも共同体の下からの主体的な支持や大土地所有によつて生ずるものではなかったことを物語っている。特に河内司馬氏は、もと東晋の宗室であつたこともあり、かなり長期間にわたつて本貫の郷里社会との関係を失つていたはずである。しかし室山留美子・郭津嵩らは、平城時代の司馬楚之は金陵に陪葬され、金龍の墓も代にあつたが、洛陽遷都後には司馬悦が本貫の河内温県に埋葬され、以後当地に一族墓を形成するようになったと指摘している⁽⁵⁷⁾。つまり温県やその一帯における司馬氏一族の名望は、数世代をかけて行つた土着化の産物であり、彼らを再び名族・貴族として当地の郷里社会がうけ入れたことは間違いないにしても、結局それを主導したのは司馬氏側であつたことになるのではないか。特にその場合、村落共同体や「豪族共同体」が在地の大土地所有者を主体的に官僚に選出し、やがて彼らが貴族と化したという谷川の共同体論とは、やはり齟齬を来すように思われる。

むすびにかえて——谷川道雄説の検証——

本論の要点を、漢人貴族と郷里社会の関係という要素を主軸として整理したい。

まず谷川共同体論の内容を確認しておこう。谷川は中国中世における貴族を、村落共同体・「豪族共同体」が「政治的・文化的能力」を

条件として首長や官僚に選出した大土地所有者と定義するのであるが、ならば谷川という貴族は大土地所有者として常にその地域に根ざし、さらに常時村落共同体・「豪族共同体」から支持され首長や官僚に選出されていたことになる。しかしながら本稿の分析により解明された貴族の実態としては、むしろその条件に該当しない者の方が格段に多かった。

北魏草創期に政権に参入した漢人貴族は、既に五胡十六国時代の段階で、自身の本貫の郷里社会との関係を喪失して遊離した者やその子孫が多く、また崔宏のように産業を営まず貧困生活を送る者もいた。平斉戸・平斉民も郷里の山東地方から離れ、平斉郡に送られて北魏政府から厳しい統治を被っており、傭書に励むなどやはり困窮した生活を送っていた。彼らはその一方で北魏政権に仕官したが、それは北魏政権が主として彼らの知識や能力を中国統治に活用すること目的として行われたものであり、とりわけ彼らを中書学という学校を中心に集め、北魏政権内で文章行政に必要な能力を継承させ文官の再生産に結びつけたのである。北魏前期と後期のいずれにおいても、漢人官僚・貴族の本貫の郷里社会との関係——いわば土着性は、その地位を形作る要素としては存在しなかったか、あるいは二義的なものとなっているケースが多数見られた。また郷里社会との関係を一度を喪失しても後に復活させることに成功する一族もいたのであるが、このことは彼らの貴族としての社会的地位や権威が必ずしも郷里社会からの常時かつ主体的な支持によって創出されたわけではなかったことをかえって物語っている。

本論の要点は以上であるが、以下ではこれに基づきつつ、谷川説のさらなる検証を行っておきたい。谷川は郷帥として郷兵を組織・指揮した漢人貴族について、例えば『魏書』卷五三 李孝伯附李瑒伝に、

瑒、字据羅。涉歴史伝、頗有文才、氣尚豪爽、公強当世。……瑒倣儻有大志、好飲酒、篤於親知、每謂弟郁曰、「士大夫学問、稽博古今而罷、何用專経為老博士也」。

瑒、字は据羅。史伝を涉獵し、非常に文才があり、性格として豪爽を尊び、当世において公正・剛強であった。……瑒は倣儻にして大志あり、飲酒を好み、親戚・朋友との付き合いを大事にし、常に弟の郁に、「士大夫の学問は、広く古今に通じたらそこでやめるべきで、どうして一経を専門にして老博士となる必要があるのか」といつていた。

とあることからうかがえる李瑒の性格や、『周書』卷二五 李賢伝に、九歳、従師受業、略觀大旨而已、不尋章句。或謂之曰、「学不精勤、不如不学」。賢曰、「夫人各有志、賢豈能彊学待問、領徒授業耶。唯当粗聞教義、補己不足。至如忠孝之道、実銘之於心」。問者慙服。

（李賢は）九歳になると、師にしたがつて学業をうけたが、おおよその趣旨を見るだけで、章句については尋ねなかった。ある人が彼に、「学んでも励まないのは、学ばないことにも及ばないよ」といった。賢は、「そもそも人にはそれぞれ志というものがあり、賢がどうして強記して質問し、無駄に学業をうけなければならぬのか。ただ教義を一通り聞き、足りないところを補うだけでよからう。忠孝の道のようなものについては、これを心に銘じているよ」といった。問いかけた者は恥じつつも感服した。

という李賢の内面に関する記述を根拠として、「氣質においては倣儻にして俠氣あり、容貌においては魁偉であり、能力においては武芸あり、対人関係においては、軽財重義、交誼に篤い、といった工合である。一口にいえば、「豪俠」のたぐいであろう」と指摘し、また彼ら

は、「学者先生（老博士）的学問、あるいはそうした学問に依存して生きていく士人に対する反撥と侮蔑感」があり、「これらの豪侠的精神は、学問そのものを否定するというよりは、むしろ氣力を失なった士人の世界への反撥の半面に成立していたとみるべきであろう」と主張している⁽⁵⁵⁾。そうであれば彼らのエートスは、士人よりはむしろ庶民に近いものと解釈できるのであるが、一方で谷川は、郷里社会が階層性を有していることに言及しつつ、「この階層的秩序は門閥主義的身分制の打破という志向をも含んでいた」と述べ、貴族たちの郷兵結集は、この立場に立つて「在郷支配力の再編を意図したものではないか」と主張する。さらに谷川はこうした「北鎮・関隴の郷兵集団をピラミッド型に統合」して「二十四軍」が形成されたとし、この「二十四軍」を基幹とする府兵制に基づく軍事政権であった西魏・北周や、その後を襲った隋・唐は、全て府兵制国家であり、「府兵制はこれら諸政権の原構造と深くかわるもの」であったという⁽⁵⁶⁾。谷川の主張にのっとるのであれば、これらの諸王朝の国制は、「二十四軍」をはじめとする軍隊を一つの軸とするものであったことになるが、さらに谷川は前述の郷兵理解に依拠しつつ、郷帥のように「民衆の新たな志向を踏まえてこれを軍団化した指導者たちが、西魏以下の国家権力そのものを構成した」とし、彼らを「新貴族」と呼んだ⁽⁵⁷⁾。

北朝における貴族と郷里社会の関係についての谷川の解釈は、いうまでもなく自身の共同体論が基礎となっているが、かつて筆者が指摘したように、これには「中世」という時代区分の主たる根拠を共同体におくあまりに、貴族や貴族制が従として扱われているという問題があった⁽⁵⁸⁾。その結果として谷川の貴族観においては、貴族を共同体からの選出の対象とするがゆえに、彼らと世襲という現象との関係の説明が曖昧になったのであるが、谷川は共同体論を北朝史に投影するに際

し、「門閥主義的身分制」（≠世襲制）と「〔政治的・文化的能力〕を有する」新貴族」を区別した上で、後者が前者を打破するという結論を打ち出し、両者の関係を連続ではなく断絶と解釈することで、共同体論と史実とを整合させ、さらに共同体論の抱える問題をも解決しようとしたのである。しかし貴族制とはそもそも「門閥主義的身分制」ではないのか、谷川のいう「新貴族」はそれと無縁であったのかという疑問は拭えず、これらは谷川共同体論が内包する前述の問題に由来するのであり、やはり克服されたとは見せないのである。

また谷川がこのように共同体論に基づいて郷帥を「新貴族」と見なしていたとしても、そもそも本稿第一章で紹介した崔宏ら北魏初期の漢人貴族や、第二章でとり上げた平齊戸・平齊民の漢人貴族は、共同体論にいう「貴族」に該当しないのか、という疑問も残る。まず前者について、谷川は神麿四年の盧玄・高允ら漢人貴族の一斉徴召に触れ、「太武帝時代における漢族士大夫の大量参加は、あたかもこの国家が異民族王朝的性格を脱却して中国的普遍国家へ転化しうるかのような状況を呈したのであった」と指摘したが、あわせてその後が発生した崔浩の国史事件に注目しつつ、「この事件に連坐して罪せられた者は清河の崔氏一族にとどまらず、これと姻戚関係にある范陽の盧氏、太原の郭氏、河東の柳氏などの各氏にまで族誅が及ぶ有様であったから、これは漢人名族に対してきびしい政治的現実をつきつけるものであった」と主張し、その後の彼ら及びその子孫の置かれた状況については言及していない⁽⁵⁹⁾。谷川は国史事件が彼らの貴族制としての連続性の喪失（血統の断絶ではない）をもたらしたと考えていたのかもしれない。

そして谷川は、国史事件当時の北魏について、「この危機的時期に南朝の侵寇を受けることがなかったのは、時あたかも江南でも劉宋後

半期の内乱時代に当たっていたからである。むしろ北魏はこの内乱に乗じて、山東・淮北一帯を手中に収めることに成功した」といい、平斉戸・平斉民に關係する劉宋の内乱を紹介したが、それと同時に、南朝梁において「州里の少年」を集め「郷人を將領した」部曲集団が数多く存在し、彼らが地方の軍府を内部から変質させ、その擄取によって農民が流亡し盜賊と化したとする川勝義雄の研究⁶⁴や、強固な閉鎖性をもつ「南朝門閥貴族体制」のもとで、「就官」士身分の獲得・中央官界・中央貴族社会への進出」を目論んだ江南の在地豪族・土豪が、郷兵集団を率いて前述の劉子勛の反乱に参加したとする安田二郎の論考⁶⁵に基づきつつ、「南朝における屢次の内乱は、江南社会の門閥主義的階層構造をつき破ろうとする土豪層の動きが活潑で、郷里民を率いたまま北魏に帰順する者もすくなくなかった。あるいはまた、南朝の宗室・大官で北方に亡命を図る者もあり、これらは江南の貴族制や貴族文化を伝えて、北方社会に強い刺激を与えた」といい、さらにその後、「孝文帝のいわゆる漢化政策は、以上のような情勢の成熟のもとで打ち出されたものと見なければならぬ」と主張する⁶⁶。つまり谷川の理解において、「門閥主義的身分制」をとる「氣力を失なつた士人の世界」としての貴族社会のルーツは、大きくは北魏に亡命してきた「南朝の宗室・大官」がもたらした「江南の貴族制や貴族文化」であることになるのだが、平斉戸・平斉民の漢人貴族もその担い手に含まれていたか否かについては不明瞭である。谷川は「南朝の宗室・大官」を最初から一定の成熟度を備えた「門閥主義的身分制」の担い手たる貴族として扱ったようであるが、いうまでもなくこうした見解は、郷帥と「新貴族」の事例と同じく、共同体論の内包する矛盾が北朝史に投影された結果に他ならず、一方で崔宏らや平斉戸・平斉民の漢人貴族は「政治的・文化的能力」を有する大土地所有者であつたの

か否かという問題は放置されたままであり、谷川の共同体論が想定する「貴族」の枠から彼らが事実上除外されてしまっているのである。そしてこれは同時に、自身の理論を史実に演繹するという谷川の手法の限界をも示している。

ここまでの検討からも、北魏が南朝から成熟した「門閥主義的身分制」としての貴族制を導入し、それを郷帥が打破し、彼らが「新貴族」となったとする谷川の所説は成立が困難となるのであるが、これとは別に、特に郷帥についての谷川の理解と、西魏・北周の六官制に対する宮崎市定の理解の關係も考慮せねばならない。周知の通り、西魏はその末期において『周礼』をモデルとした六官制を制定し、それは北周でも継承されたのであるが、宮崎は西魏・北周が「全面的な貴族制度の否定」を目指し、その方針で制定された六官制においては官の清濁が消滅し、漢人貴族がこれによって抑圧された一方で、武勲に基づく別系統の門閥が形成されたという⁶⁷。東晋・南朝の貴族制は高度に慣習化されたものであり、またそれに伴って階層化が進展し、貴族と寒人・恩倖の間には同坐拒否に見られるような強固な差別意識が存在していたのであり、それは宮崎が南齊の中書省について、「中書省の本尊たるべき中書令は全く除け者にされ、その部下の中書通事舍人、及び主書の令史を天子に横取りされたのである」と指摘するように、⁶⁸官署の長たる貴族が直屬の部下（多くは寒人がつとめる）を指揮できず、その権限を皇帝に奪われるほど、寒人・庶民との社会的な繋がりを喪失してしまうという弊害をもたらしただのであるが、これと比較すると、北魏末期の漢人貴族が村落共同体・「豪族共同体」の構成員を武装させることで郷兵を組織する場合、あるいは既存の郷兵をその名望に基づいて指揮する場合には、谷川によって強調されているように、南朝とは逆に組織の同僚として兵士たちとの文化的・精神的等

質性が前提として要請されるだけに、その連合を中核とする西魏・北周の国制においては、社会的現象としての貴族制はやはり脆弱であったことになる。

本稿で紹介してきたように、漢人貴族が本貫一帯に影響を及ぼしているほどの社会的名望を備えていたのは間違いなく、また彼らを「貴族」と呼ぶこと自体にも、その名望と社会的地位とが世襲されている事実からも問題はない。しかし、彼らをめぐる貴族制が東晋・南朝のそれのように、より慣習化し階層化されたものにまで発展する可能性を秘めていたかといえ、少なくとも短期的にそこまで達成することはありませんかったといわざるをえず、そしてそのこと自体が西魏・北周貴族制の後進性を示している。仮に郷里社会の構成員との内面的等質性がその体制の内部に生きる漢人貴族に求められたとするならば、それはかえって貴族的文化の創出や発達を阻む原因となり、また貴族制社会のさらなる階層化を抑圧することにも繋がるのであり、郷兵の連合を中核として成立した西魏・北周政権が貴族制をむしろ否定する傾向を有していたのはこうした事情によることになろう。士庶の間に存在するエートスの共通性は、長期間本貫を離脱していた漢人貴族が郷里社会との関係を修復するに際しては有効に作用したと考えられる一方で、一般の庶民と隔絶された存在にまで、当時の漢人貴族が社会的に昇華してはいなかったことをも物語っている。

もともと西魏が恭帝元年（五五四）に梁の元帝政権を滅ぼし、庾信・王褒らの貴族・文人を多数連行したことにより、南朝文化が関中に流入したのであり、例えば『周書』卷一三 文閔明武宣諸子伝 趙僭王招条には、

趙僭王招、字豆盧突。幼聰趙、博涉群書、好属文。学庾信体、詞多輕豔。

北朝における貴族と郷里社会

趙僭王招、字は豆盧突。幼くして聰明であり、広く群書を涉獵し、詩文作りを好んだ。庾信の文体を学び、（その）詞は多くが細やかで華麗であった。

とあり、北周の趙王宇文招は庾信の文体を学んだといい、また彼の詩は正倉院所蔵の聖武天皇宸翰『雜集』に見られ、その文章が実際に庾信の影響をうけていることも判明している。^⑩このように、北周の宗室宇文氏は庾信・王褒らとの交流を通じてこうした文化を吸収したのであり、関中における胡族軍人や漢人貴族も同様であったかもしれない。既に述べたように、宮崎は西魏・北周は貴族制の否定を志向し、その六官制には官の清濁はなかったとするが、例えば『周書』卷三八 李昶伝に、

二年、転御正中大夫。時以近侍清要、盛選国華、乃以昶及安昌公元則・中都公陸逞・臨淄公唐瑾等並為納言。

（保定）二年（五六二）、（李昶は）御正中大夫に転じた。当時は近侍の官が清要であり、盛んに国華を選抜していたことから、昶と安昌公元則・中都公陸逞・臨淄公唐瑾らを皆納言とした。

とあり、当時の納言が近侍であり清要の官と見なされていたことがうかがえ、これに基づき岡部毅史・張旭華は北周にも清官があったとし、このうちの張はそれをもつて西魏・北周に官の清濁がなかったとする宮崎の主張を否定している。^⑪岡部・張の指摘する通り、遅くとも北周時代に官の清濁という概念が存在していたことは間違いないが、一方でそれは宮崎の西魏・北周政権観全体を否定することを必ずしも意味しない。例えば梁の元帝政権滅亡と同年に実施された西魏の胡姓賜与について、山下将司は「当時の郷兵集団においては、軍団の秩序・結束を維持し、かつ兵士の統属・所属をはっきりさせるために、何らかの補完的措置が必要な状況にあり、そのため「賜与した胡姓

をとともに名乗らせることによって、軍將たる漢人豪族と配下兵士との紐帯を強めるとともに、その統属関係をはっきりさせようとした」と主張し、また平田陽一郎は、「二十四軍」はそもそも漢族的伝統ではなく、擬制的な部分はあるながらも、匈奴の「二十四長」やモンゴルの千戸制、あるいは清の八旗制といった遊牧軍制と同様の、胡族的・鮮卑的伝統に根ざす軍制であったという^{②③}。つまり胡姓賜与と「二十四軍」は胡族的軍制を確立することで郷帥―郷兵の紐帯を強化し、西魏の軍事政権の性格を強めるための施策であって、やはり慣習としての貴族制とは正反対の方向性を有していたことになる。ゆえに西魏政権によって同時に貴族制や官の清濁を是認する目的で六官制が制定されたとは考えにくく、六官制そのものは宮崎のいう通り貴族制や官の清濁を否定する目的で制定されたが、ほぼ同時に開始した南朝文化の流入によってそれが変質し、それによって以後官の清濁が自然に発生したと見るのが妥当なのではないだろうか^④。北魏前期において南朝から「門閥主義的身分制」を導入したという谷川の主張は、それが自身の共同体論の矛盾解決や史実との整合を目的としたものであることからも首肯できないが、北周における官の清濁という概念が庾信ら南朝貴族を介して伝播していったものである可能性は、当時の南朝文化の浸透力を示す前述の宇文招の実例を踏まえても高いものと見なせよう。間もなく楊堅によって北周自体が乗っ取られ、宇文招も殺害されてしまうのであるが、仮に西魏・北周以来の南朝文化の導入というルートによる貴族制の発達傾向が、隋建国後においても継続していたとしても、それが郷兵内部の構造に見られるような、華北における漢人貴族と郷里社会の關係に由来しないことに変わりはないであろう。

このように、漢人貴族と郷里社会の直接的な關係という点に着目しただけでは、貴族の名望は出身の郷里社会のみならずその近隣の集落

に対しても影響力を及ぼすことができ、しかも郷里社会から遊離しても貴族としてあり続けられ、また彼らと郷里社会構成員のエートスの共通性が両者の再結合を可能にしつつも社会面・文化面での貴族制の発展を阻害した、などという屈折した結論に落ち着かざるをえないために、北朝貴族制の本質を探るための切り口としてはあまり有効ではないといえる。谷川の研究はこの屈折を貴族制の断絶・再生と解釈することで克服する試みでもあったのだが、そもそも北朝貴族制は、北魏初期の崔宏らや平齊戸・平齊民の漢人貴族を起源ないしは担い手とし、途中国史事件のような弾圧を被りながらも、谷川が想定したような断絶を経験せずに、連続性と一貫性を保ちつつ発展していったと考える方が事実に近いのではないか。そしてその実態を解明するためには、アプローチそのものを変えて検討する必要があるだろう。

注

- (1) 拙稿「魏晋南朝貴族制研究史(上)・(下)」(『立命館文学』第六七九号、二〇二二年、第六八四号、二〇二三年) 参照。
- (2) 宮川尚志「北朝における貴族制度(上)・(下)」(『東洋史研究』第八巻第四号、一九四三年、第八巻第五・六号、一九四四年、同氏著『六朝史研究政治・社会篇』、日本学術振興会、一九五六年、三九九―四三六頁) 参照。
- (3) 堀敏一「中国における封建国家の形態」(『歴史学研究会編『国家権力の諸段階』歴史学研究会一九五〇年度大会報告』、岩波書店、一九五〇年、五九―六七頁) 参照。
- (4) 西嶋定生「古代国家の権力構造」(前掲『国家権力の諸段階』一―二四頁、同氏著『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年、三〇二―三三六頁) 参照。
- (5) 堀敏一「均田制の成立(上)・(下)」(『東洋史研究』第二四巻第一号、一九六五年、第二四巻第二号、一九六五年) 参照。
- (6) 谷川道雄「一東洋史研究者における現実と学問」(『新しい歴史学のために』第六八号、一九六一年、同氏著『中国中世社会と共同体』、国書刊行会、一九七六年、一一九―一三五頁) 参照。

- (7) 谷川道雄「北朝末期の郷兵について」(『東洋史研究』第二〇卷第四号、一九六二年、「北朝後期の郷兵集団」、同氏著『隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、一九七一年、二一九―二五七頁) 参照。
- (8) 拙稿「京都学派の時代区分における中国中世」(『椋山女学園大学文化情報学部紀要』第三卷、二〇二四年) 参照。
- (9) 矢野主税「門閥貴族の系譜試論」(『古代学』第七卷第一号、一九五八年、同氏著『門閥社会成立史』、国書刊行会、一九七六年、一―四三頁) 参照。ただし矢野は一方で「北朝に於ける民望の意義について」(『社会科学論叢』第六号、一九五六年) を著しており、そこで北朝の「土望」・「族望」・「民望」について、「何れも土着の人々から仰がれる「望族」であつたことは同様で、従つて土着の土であつた場合は何れの言葉も用いられ得たわけである」と主張し、「望族」と地域社会の関係性について言及している。
- (10) 堀敏一「均田制の成立(下)」(前掲) 参照。
- (11) 本章の叙述に際しては、羅嗣忠「漢族士人与北魏統一北方」(『青海師範大学学报』(社会科学版)一九八七年第一期)、彭体用「試論北魏の門閥士族与皇權的關係」(『中南民族学院学报』(哲学社会科学版)一九八八年第二期)、張德寿「北魏道武帝对漢士人的任用」(『雲南社会科学』二〇〇一年增刊号)、戴衛紅「北魏道武帝引文人参政問題考索」(『中国社会科学院研究生院学报』二〇〇六年第三期)、楊龍「北魏道武帝時期的漢族士人」(『貴州社会科学』二〇一二年第五期)、「文化融合与政治升進——北魏政權中的漢人士族研究(上)・(下)」(花木蘭文化出版社、二〇一二年)、王麗珍・李建棟「論北魏前期中山士人的境遇及其对北魏典章制度的開創」(『哈爾濱学院学报』第三四卷第一〇期、二〇一三年)、廖基添「再論世家大族与北魏政治——以「四姓」集團为中心的考察」(『中華文史論叢』二〇一七年第四期)などを参考にした。
- (12) 川勝義雄「孫吳政權の崩壊から江南貴族制へ」(『東方学报』京都第四四冊、一九七三年、同氏著『六朝貴族制社会の研究』、岩波書店、一九八二年、一七―二一〇頁)、田余慶「東晉門閥政治」(北京大学出版社、一九八九年)、金民壽「東晉政權の成立過程——司馬睿(元帝)の府僚を中心として——」(『東洋史研究』第四八卷第二号、一九八九年) 参照。
- (13) 中村圭爾「南朝貴族の地縁性に関する一考察——いわゆる僑郡県の検討を中心に——」(『東洋学报』第六四卷第一・二号、一九八三年、「南朝貴族の本質と僑郡県」、同氏著『六朝貴族制研究』、風間書房、一九八七年、四二―四五六頁) 参照。
- (14) 仇鹿鳴「僑郡改置与前燕政權中的胡漢關係」(『中国歴史地理論叢』第二二卷第四輯、二〇〇七年) 参照。
- (15) 羅新「五燕政權下的華北士族」(『国学研究』新四卷、一九九七年) 参照。当時の五胡政權と漢人貴族の關係については、朴漢濟「五胡前期政權と漢人士族」(同氏著『中国中世胡漢体制研究』、一潮閣、一九八八年、一二―五〇頁)、「苻堅政權の性格——胡漢体制と統一體制との關聯性——」(前掲『中国中世胡漢体制研究』五一―一〇〇頁) 参照。
- (16) 宋京墓誌には、「君諱京、字士規、西河郡介休縣都徽士里人也」とあり、宋隱の子孫もしくは同族の者と思われる宋京は本貫を西河介休としている。王連龍編撰『南北朝墓誌集成(上)』(上海人民出版社、二〇二一年) 三〇―三〇二頁参照。
- (17) 高允に関しては、尾崎康「北魏における渤海高氏」(『斯道文庫論集』第二号、一九六三年)、朴漢濟「崔浩の理想と行動」(前掲『中国中世胡漢体制研究』一〇二―一三八頁)、荒卷典俊「北魏の忠臣高允の仏教思想について」(『東方学报』京都第七二冊、二〇〇〇年) 参照。
- (18) 李啓命「北魏貴族の存在形態」(『人文科学研究』一六卷、一九八七年)、張金龍「從高允『徵士頌』看太武帝神麤四年徵士及其意義」(『北朝研究』一九九三年第二期、同氏著『北魏政治与制度論稿』、甘肅教育出版社、二〇〇二年、一〇―二七頁)、「太武帝時期河北士人被大量吸收進入統治階層——從高允『徵士頌』看神麤四年徵士及其意義」、同氏著『北魏政治史研究』、甘肅教育出版社、二〇二二年、五九―七六頁)、「北魏政治史(四)」(甘肅教育出版社、二〇〇八年) 二五―二六二頁参照。
- (19) 鄭欽仁「中書学」(同氏著『北魏中書省考』、国立台湾大学文学院、一九六五年、一一五―一四九頁)、「北魏官僚機構研究統編」、稻禾出版社、一九九五年、一一五―一四七頁)、嚴耀中「北魏中書学及其政治作用」(『中国魏晉南北朝史学会編『中国魏晉南北朝史学会第二屆學術討論會論文集』、齊魯書社、一九八六年、一四―一五三頁)、張金龍「北魏太学与政治、文化」(『原学』第四輯、一九九六頁、前掲『北魏政治与制度論稿』二二―二四三頁)、梁滿倉「北魏中書学」(『中国魏晉南北朝史学会・四川大学歴史文化学院編『魏晉南北朝史論文集』、巴蜀書社、二〇〇六年、二六〇―二六九頁)、姚宏傑「北魏中書学新探」(『華東師範大学学报(教育科学版)』第二四卷第三期、二〇〇六年)、王松山「北魏博士略論」(『牡丹江大学学报』第一六卷第三期、二〇〇七年)、施光明「北魏中書学考述」(『紀念《教育史研究》創刊二十周年論文集(3)——中国教育制度史研究、中国地方教育史志研究会、二〇〇九年、八〇―八四頁)、楊龍「文化融合与政治升進(上)」(前掲) 六〇―六五頁、一五九―一六六頁、張凡「北魏中書博士考述」(『吉

林大学碩士學位論文、二〇二二年）参照。

- (21) 表一の作成に際しては、楊吉仁『北魏漢化教育制度之研究』（正中書局、一九七〇年）八四～九二頁、楊龍『文化融合与政治升進（上）』（前掲）一五九～一六三頁、張凡『北魏中書博士考述』（前掲）を参照した。
- (22) 福原啓郎『西晋における国子学の創立に関する考察』（同氏著『魏晉政治社会史研究』、京都大学学術出版会、二〇一二年、七三～一〇八頁）参照。
- (23) 表二の作成に際しては、楊龍『文化融合与政治升進（上）』（前掲）一四八～一四九頁、胡克森『北魏中書学的学校類型——兼談鮮卑統治者对儒学教育功能的認識』（『邵陽学院学報（社会科学版）』第一六卷第一期、二〇一七年）を参照した。
- (24) 鄭欽仁『太卜、西台、秘書、内秘書中散』（同氏著『北魏官僚機構研究』、牧童出版社、一九七六年、二一三～二三九頁）参照。中散に関しては張金龍『北魏の中散、諸職考』（『中国史研究』一九九三年第二期、前掲『北魏政治与制度論稿』二八六～二九九頁）参照。
- (25) 『魏書』太宗紀 泰常四年三月条参照。なお司馬楚之に関しては堀内淳一『北魏における河内司馬氏——北朝貴族社会と南朝からの亡命者——』（『史学雑誌』第一一〇編第九号、二〇一〇年）、郭津嵩『回帰故里与重塑旧族——北朝隋唐的河内司馬氏家族』（『唐研究』第一七卷、二〇一一年）、柳佳『北朝司馬氏家族研究』（西華師範大学碩士學位論文、二〇二二年）参照。
- (26) 司馬氏とその婚姻については、張学鋒『墓誌所見北朝的民族融合——以司馬金龍家族墓誌為線索』（『許昌学院学報』第三三卷第三期、二〇一四年）、柳佳『北朝司馬氏家族研究』（前掲）参照。
- (27) 川本芳昭『北魏の内朝』（九州大学東洋史論集）第六号、一九七七年、「内朝制度」、同氏著『魏晉南北朝時代の民族問題』、汲古書院、一九九八年、一八九～二二七頁）参照。
- (28) 堀敏一『均田制の成立（上）』（前掲）、古賀登『北魏の俸禄制施行について』（『東洋史研究』第二四卷第二号、一九六五年、同氏著『兩税法成立史の研究』、雄山閣、二〇一二年、三七七～四〇五頁）、松永雅生『北魏の官吏俸禄制実施と均田制（その一）・（その二）——俸禄実施前の地方官の収入——』（『研究紀要（福岡国際大学）』第二号、一九六九年、第三号、一九七〇年）、古賀昭岑『北魏における徙民と計口受田について』（九州大学東洋史論集）第一号、一九七三年）、堀敏一『北魏における均田制の成立』（同氏著『均田制の研究』、岩波書店、一九七五年、九六～一四九頁）、田村実造『北魏孝文帝の政治』（『東洋史研究』第四一卷第三号、一九八二年）、黄惠賢・陳鋒主編『中国俸禄制度史』（武漢大学出版社、一九九六年）一一六～一二四頁、張金龍『北魏前期官貴的經濟来源』（同氏著『北魏社会經濟制度研究（上）』、中華書局、二〇一三年、四一～一〇六頁）参照。
- (29) 雷炳鋒『北魏前期漢族士人心態初探』（『北方論叢』二〇一三年第六期）参照。また「清」概念と儉約の關係に関しては、渡辺信一郎『清——あるいは二七世紀中国におけるイデオロギー形態と国家』（『京都府立大学学術報告 人文』第三二号、一九八一年、「清——六朝隋唐国家の社会編成論——」、同氏著『中国古代国家の思想構造——專制国家とイデオロギー』、校倉書房、一九九四年、一二一～一四六頁）参照。
- (30) 谷川道雄『一東洋史研究者における現実と學問』（前掲）、川勝義雄・谷川道雄『中国中世史研究における立場と方法』（中国中世史研究会編『中国中世史研究』、東海大学出版会、一九七〇年、三～一六頁、川勝義雄『中国人の歴史意識』、平凡社、一九八六年、二五三～二六九頁）参照。
- (31) 拙稿『南朝の清官について』（『相山女学園大学研究論集（人文科学篇）』第五六号、二〇二五年）参照。
- (32) 安田二郎『晋安王劉子勛の反乱と豪族・土豪層』（『東洋史研究』第二五卷第四号、一九六七年、同氏著『六朝政治史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇三年、二七五～三〇五頁）参照。
- (33) 安田二郎『晋安王劉子勛の反乱と豪族・土豪層』（前掲）、羅新『青徐豪族与宋齐政治』（『原学』第一輯、一九九四年）、蔡金仁『北魏与劉宋戰略關係研究——從国家戰略觀點的分析（下）』（花木蘭文化出版社、二〇一一年）三二四～三五一頁、張瀟『对劉宋義嘉之乱原因新認識——以地方州郡長官為中心』（『現代交際』二〇一七年第一四期）、魏雪濤・李德山『魏宋之間人員入国問題初探——以劉子業与劉彧時期為中心』（『山西大同大学学報（社会科学版）』第三五卷第六期、二〇二一年）、羅新『漫長的余生——一個北魏宮女和她的時代』（北京日報出版社、二〇二二年）一二三～一四六頁参照。
- (34) 以下の論述には唐長孺『北魏的青齐土民』（同氏著『魏晉南北朝史論拾遺』、中華書局、一九八三年）、Jennifer Holmgren, "The Making of an Elite, Local Politics and Social Relations in Northeastern China during the Fifth Century AD", *Papers on Far Eastern History*, Vol. 30, 1984, pp. 1-79, 李啓命『北魏貴族制の——研究——北魏貴族制の 기반인 宗主集團을 中心으로——』（『人文科学研究』一五卷、一九八五年）、韓樹峰『青齐豪族在南北朝的變遷』（同氏著『南北朝時期淮漢迄北的辺境豪族』、社会科学出版社、二〇〇三年、一～四五頁）、向晋衛・趙波『劉宋青齐土族的土民化進程』（『理論界』二〇一六年第四期）、趙波『北朝平齐民研究』（山西大学二〇一六屆碩士學位論文）、崔敏『十六国北朝之青齐地域社会——以地志、家族与造像活動為中心』

- (南京大學研究生畢業論文、二〇一六年)を参照した。
- (35) 劉休賓に関しては、榎本あゆち「劉孝標をめぐる人々——南朝政治史上の平原劉氏——」(『六朝學術學會報』第一五集、二〇一四年)参照。
- (36) 尾崎康「北魏における渤海高氏」(前掲)参照。
- (37) 平齊郡に関しては、塚本善隆「北魏の僧祇戸・仏圖戸」(『東洋史研究』第二卷第三号、一九三七年、同氏著『支那佛教史研究 北魏篇』、弘文堂書房、一九四二年、一六五～二二三頁)、河地重造「北魏王朝の成立とその正確について——徙民政策の展開から均田制へ——」(『東洋史研究』第一二卷第五号、一九五三年)、堀敏一「均田制の成立(上)」(前掲)、嚴耀中「平齊民身份与青齊士族集团」(『上海師範大學學報(哲學社會科學版)』一九八三年第二期)、唐長孺「北魏的青齊士民」(前掲)、張金龍「北魏政治史(五)」(甘肅教育出版社、二〇〇八年)二七七～三〇七頁、柏俊才「平齊民的文学与文化成就」(『江漢大學學報(社會科學版)』第三〇卷第一期、二〇一三年)、王永平・王寧遠「北魏平齊民之社會實際与生活境遇」(『東岳叢書』第四六卷第一期、二〇二五年)参照。
- (38) 仇鹿鳴「北魏客制小考」(『史學月刊』二〇一八年第一期)参照。
- (39) 房氏一族に関しては、山下将司「玄武門の変と李世民配下の山東集團——房玄齡と齊濟地方——」(『東洋學報』第八五卷第二号、二〇〇三年)参照。
- (40) 谷川道雄「北魏末の内乱と城民(上)・(下)」(『史林』第四一卷第三号、一九五八年、第四一卷第五号、一九五八年、前掲『隋唐帝國形成史論』一七七～二一七頁)参照。
- (41) 谷川道雄「北魏末の内乱と城民」(前掲)参照。
- (42) 渡辺信一郎「仁孝」——あるいは二一七世紀中国における一イデオロギー形態と国家——(『史林』第六一卷第二号、一九七八年、「仁孝——六朝隋唐期の社会救済論と国家——」、同氏著『中国古代国家の思想構造』二五九～二九二頁)参照。
- (43) 梶山智史「北朝における東清河崔氏——崔鴻『十六国春秋』編纂の背景に関する一考察——」(『史林』第九六卷第六号、二〇一三年)、徳泉さち「平齊民が北魏書法に与えた影響」(『WASEDA RILAS JOURNAL』9、二〇一一年)参照。
- (44) 唐長孺「北魏的青齊士民」(前掲)参照。
- (45) 谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」(前掲『隋唐帝國形成史論』一二三～一四二頁)参照。
- (46) 皇甫麟墓誌は『八瓊室金石補正』卷一四に著録されており、釈文は王連龍編撰『南北朝墓誌集成(上)』(前掲)一二三～一二五頁にある。張旭華
- 「北魏中央与地方中正組織的分張及其意義」(同氏著『九品中正制略論稿』、中州古籍出版社、二〇〇四年、二六一～二八二頁)参照。
- (47) 泉氏一族に関しては、魯西奇「西魏北周時代『山南』的『方隅豪族』」(『中國史研究』二〇〇九年第一期)参照。
- (48) 爾朱榮に関しては、毛漢光「北魏東魏北齊之核心集團与核心区」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五七本第二分、一九八六年、同氏著『中國中古政治史論』、聯經出版事業公司、一九九〇年、二九～九八頁)、小島典子「北魏末期の爾朱榮」(『史窓』第五八号、二〇〇一年)、熊谷滋三「魏書」と「北史」の爾朱榮伝について(『史滴』第二七号、二〇〇五年)、李榮爽・安洵亨「北魏末の政治動向と仏教에 관한 研究——河陰의 變を中心으로」(『中國史研究』第四五輯、二〇〇六年)、長部悦弘(王冬艷訳)「北魏爾朱氏軍閥集團考」(『中國魏晉南北朝史學會・武漢大學中國三至九世紀研究所編『魏晉南北朝史研究・回顧与探索』、湖北教育出版社、二〇〇九年、三〇四～三二五頁)、長部悦弘「北魏孝莊帝代爾朱氏軍閥集團再論(1)——(4)——王都——霸府体制を焦点にして——」(『日本東洋文化論集』第一五号、二〇〇九年、「人間科學」第二三三号、二〇〇九年、「地理歴史人類學論集」第一号、二〇一〇年、「日本東洋文化論集」第一六号、二〇一〇年)、崔珍烈「北魏末、爾朱榮政權의 출현과 그 영향——六鎮의 난과 대평가와 爾朱榮政權의 재평가를 중심으로」(『大東文化研究』第一〇二輯、二〇一八年)、王素「北魏爾朱氏源出粟特新証——隋修北魏爾朱彥伯墓誌發覆兼說虞弘族属及魚国今地」(『故宮博物院院刊』二〇一八年第五期)参照。
- (49) 『魏書』卷七四 爾朱榮伝参照。
- (50) 『魏書』卷一〇 孝莊帝紀 永安元年九月条参照。
- (51) 『魏書』孝莊帝紀 永安元年一〇月条参照。
- (52) 谷川道雄「北魏後期の郷兵集團」(前掲)参照。郷兵に関してはこの他にも、朴漢濟「西魏北周的賜姓与郷兵的府兵化」(『歴史研究』一九九三年第四期)、姜濤「西魏北周府兵制下的部曲、私兵国家化問題研究」(雲南大學碩士研究生學位論文、二〇一〇年)などがある。
- (53) 塚本善隆「北魏の僧祇戸・仏圖戸」(前掲)参照。
- (54) 谷川道雄「北魏末の内乱と城民」(前掲)、唐長孺「北魏的青齊士民」(前掲)参照。
- (55) 梶山智史「北朝における東清河崔氏」(前掲)参照。
- (56) これと同様の事例として、『周書』卷三九 韋瑱伝に、「(韋瑱)以望族、兼領郷兵、加帥都督」とある。

- (57) 室山留美子「北魏漢人官僚とその埋葬地選択」(『東洋学報』第八七卷第四号、二〇〇六年)、郭津嵩「回帰故里与重塑旧族」(前掲) 参照。
- (58) 谷川道雄「北朝後期の郷兵集団」(前掲) 参照。
- (59) 谷川道雄「武川鎮軍閥の形成」(『名古屋大学東洋史研究報告』第八号、一九八二年、同氏著『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、一九九八年、三六一～三九七頁) 参照。
- (60) 谷川道雄「府兵制国家と府兵制」(前掲『増補 隋唐帝国形成史論』四〇九～四二九頁) 参照。
- (61) 谷川道雄「府兵制国家と府兵制」(前掲) 参照。
- (62) 拙稿「京都学派の時代区分における中国中世」(前掲) 参照。
- (63) 谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」(前掲) 参照。
- (64) 川勝義雄「侯景の乱と南朝の貨幣経済」(『東方学報』京都第三二冊、一九六二年、「貨幣経済の進展と侯景の乱」、同氏著『六朝貴族制社会の研究』、岩波書店、一九八二年三四九～四〇五頁) 参照。
- (65) 安田二郎「晋安王劉子勛の反乱と豪族・士豪層」(前掲) 参照。
- (66) 谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」(前掲) 参照。
- (67) 宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲) 四八九～四九八頁参照。また六官制に関してはこの他史衛「北周六官与三省六部」(『唐都学刊』第二八卷第六期、二〇一二年)、会田大輔「北周司会考——六官制と覇府の関係をめぐって——」(『東洋学報』第九六卷第四号、二〇一五年)、「北周政治史与六官制」(『中国中古史研究』第七卷、二〇一九年)、「北周六官制の忘却」(『集刊東洋学』第一二八号、二〇一三年) などがあある。
- (68) 拙稿「南朝の清官について」(前掲) 参照。

- (69) 宮崎市定「九品官人法の研究」(前掲) 二九四頁参照。
- (70) 安藤信広「聖武天皇宸翰『雜集』「周趙王集」研究」(汲古書院、二〇一八年) 参照。また吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」(『東洋学報』京都五一冊、一九七九年、同氏著『六朝精神史研究』、同朋舎出版、一九八四年、三〇三～四二一頁) は、西魏軍が梁の元帝政權を滅ぼし、劉臻・蕭詵らを長安に連行したことをきっかけとして、南朝の『漢書』学が関中に流入したと主張する。
- (71) 岡部毅史「北魏における官の清濁について」(『大阪市立大学東洋史論叢』第一号、二〇〇〇年、同氏著『魏晋南北朝官人身分制研究』、汲古書院、二〇一七年、二四五～三〇五頁)、張旭華「周氏以降、選無清濁」辨」(『史学集刊』二〇一二年第四期、「周、隋以降、官無清濁」考辨)、同氏著『中古時期清濁官制研究』、人民出版社、二〇一七年、三四三～三七〇頁) 参照。
- (72) 山下将司「西魏・恭帝元年「賜姓」政策の再検討」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊「第四五号、一九九九年」) 参照。
- (73) 平田陽一郎「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」(『東洋史研究』第七〇巻第二号、二〇一一年、同氏著『隋唐帝国形成期における軍事と外交』、汲古書院、二〇一二年、三一六～三五九頁) 参照。
- (74) この場合の源流となったと想定される南朝の清官に関しては、拙稿「南朝の清官について」(前掲) 参照。

(梶山女学園大学外国語学部准教授)